

漁業法第 62 条の規定に基づく 広島海区漁場計画

(共 同 漁 業 権)

別冊 6 冊のうち 3

三原市、尾道市、福山市海面

存 続 期 間 免許の日から
令和 15 年 8 月 31 日まで

公示番号

共第320号

漁業種類

漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

三原市幸崎町、須波町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸300メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオ、オカを結んだ4直線とカキを三原市幸崎町有竜島南側距岸150メートルで結んだ線とキクを距岸300メートルで結んだ線とク4を結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
基点1	三原市と竹原市との海岸線における境界
基点2	三原市幸崎町能地能地漁港西埋立地親水護岸下段遊歩道の東側付け根から護岸沿い西へ75メートルの所
基点3	三原市幸崎能地2丁目宇和島西船だまり南側防波堤南側付け根
基点4	三原市須波西町JR呉線青木トンネル西口前の護岸西側の排水口中央から護岸沿い東へ85メートルの所
ア	1から愛媛県今治市大三島鳥取鼻を見通す線と距岸300メートルの線との交点
イ	2から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端を見通す線と距岸300メートルの線との交点
ウ	2から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端を見通す線上635メートルの所
エ	3から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端を見通す線上700メートルの所
オ	3から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端を見通す線上300メートルの所
カ	3から三原市幸崎町有竜島の西端を見通す線と三原市幸崎町有竜島距岸150メートルの線との交点
キ	三原市幸崎町有竜島距岸150メートルの線と宇和島距岸300メートルの線との東側交点
ク	4から三原市鷺浦町和霊石の鼻を見通す線と距岸300メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

三原市

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第321号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

三原市幸崎町有竜島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウを結んだ2直線とウエを三原市幸崎町有竜島距岸150メートルで結んだ線とエアを結んだ直線によって囲まれた区域
基点 1	三原市幸崎能地2丁目宇和島西船だまり南側防波堤南側付け根
基点 2	三原市幸崎町有竜島南端
ア	1から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端を見通す線上700メートルの所
イ	1から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端を見通す線上300メートルの所
ウ	1から三原市幸崎町有竜島西端を見通す線と三原市幸崎町有竜島距岸150メートルの線との交点
エ	2からアを見通す線と三原市幸崎町有竜島距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

三原市

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第322号

漁業種類

漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
かき	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

三原市須波地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の3ア、アイ、イウ、ウエ、エオを結んだ5直線とオカを距岸200メートルで結んだ線とカキ、キクを結んだ2直線とクケを距岸200メートルで結んだ線とケコ、コサを結んだ2直線とサシを距岸200メートルで結んだ線とシ11を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。
基点1	2から護岸沿い北へ250メートルの所
基点2	三原市和田沖町貝野地区ふ頭用地護岸南角
基点3	三原市和田沖町三菱重工(株)三原製作所埋立地南西の貝野物揚場北端から護岸沿い南東へ50メートルの所
基点4	三原市須波1丁目若宮神社鳥居の中央
基点5	三原市須波西1丁目須波フェリー乗り場埋立地北側付け根（道路護岸との接点）
基点6	三原市須波西1丁目須波フェリー乗り場埋立地北東角から護岸沿い南へ150メートルの護岸角
基点7	三原市須波西1丁目須波フェリー乗り場埋立地南側付け根（道路護岸との接点）
基点8	三原市須波西1丁目須波海浜公園埋立地北側付け根（新旧護岸境界）
基点9	三原市須波西1丁目須波海浜公園の北側海浜の南の護岸内角
基点10	三原市須波西1丁目須波海浜公園埋立地南側付け根（道路護岸との接点）
基点11	三原市須波西町J R呉線青木トンネル西口前護岸西側の排水口中央から護岸沿い東へ85メートルの所
ア	2から135度50メートルの所
イ	1から135度50メートルの所
ウ	1から135度の線とエから34度30分の線との交点
エ	4から三原市鷺浦町宿禰島北端を見通す線上100メートルの所
オ	4から三原市鷺浦町宿禰島北端を見通す線と距岸200メートルの線との交点
カ	5から埋立地北側護岸の延長線と距岸200メートルの線との交点
キ	6から三原市鷺浦町小佐木島南端を見通す線上150メートルの所
ク	7から埋立地南側護岸の延長線と距岸200メートルの線との交点
ケ	8から三原市鷺浦町佐木島布袋岩鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点
コ	9から100度175メートルの所
サ	10から90度の線と距岸200メートルの線との交点
シ	11から三原市鷺浦町佐木島和霊石の鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

記号等	表示
除外区域 1	次の 1 ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケを結んだ9直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	三原市畑二等三角点（標高444.98メートル）から164度47分48秒2、453.14メートルの所
ア	1 から58度32分42秒115.04メートルの所
イ	アから29度48分26秒81.24メートルの所
ウ	イから16度46分00秒189.08メートルの所
エ	ウから358度02分43秒102.18メートルの所
オ	エから20度35分46秒89.71メートルの所
カ	オから33度31分20秒84.14メートルの所
キ	カから17度14分25秒108.13メートルの所
ク	キから356度55分44秒107.61メートルの所
ケ	クから332度59分58秒105.54メートルの所
除外区域 2	次の 1 ア、アイ、イウを結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	三原市畑二等三角点（標高444.98メートル）から119度32分15秒1、192.66メートルの所
ア	1 から81度34分32秒181.57メートルの所
イ	アから185度53分13秒508.46メートルの所
ウ	イから286度29分07秒227.22メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

三原市

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第323号

漁業種類

漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
かき	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

三原市糸崎町、古浜、円一町、和田沖町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイを結んだ2直線とイウを距岸200メートルで結んだ線とウエ、エオを結んだ2直線とオカを距岸50メートルで結んだ線とカ4を結んだ直線と5・6、7・8、9・10、11・12をそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。
基点1	三原市糸崎7丁目松浜船だまり防波堤南側付け根から護岸沿い北西へ30メートルの所
基点2	三原市糸崎南2丁目第1号埋立地南西角
基点3	三原市和田沖町三菱重工(株)三原製作所埋立地東端護岸角
基点4	三原市和田沖町三菱重工(株)三原製作所埋立地東端護岸角から護岸沿い西へ380メートルの所
基点5	三原市和田1丁目沼田川沼田大橋下流側右岸付け根
基点6	三原市宮沖5丁目沼田川沼田大橋下流側左岸付け根
基点7	三原市円一町2丁目西野川曙橋下流側右岸付け根
基点8	三原市港町3丁目西野川曙橋下流側左岸付け根
基点9	三原市城町3丁目湧源川湧源橋下流側右岸付け根
基点10	三原市古浜1丁目湧源川湧源橋下流側左岸付け根
基点11	三原市古浜3丁目古浜入川古浜橋橋台基礎工南角
基点12	11から三原市古浜3丁目古浜入川古浜橋橋脚（西から1番目）南端を見通す線と古浜入川左岸との交点
ア	1から207度134.5メートルの所
イ	アから161度の線と距岸200メートルの線との交点
ウ	2から215度30分の線と距岸200メートルの線との交点
エ	2から215度30分の線とオから124度30分の線との交点
オ	3から96度30分50メートルの所
カ	4から護岸に直角に50メートルの所

除外区域

記号等	表示
除外区域	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シスを結んだ13直線と護岸とによって囲まれた区域
基点1	三原市宮沖5丁目沼田川沼田大橋下流側左岸付け根から護岸沿い東へ20メートルの所
ア	1から180度24メートルの所
イ	アから88度50分211メートルの所
ウ	イから88度30分135メートルの所

記号等	表示
エ	ウから90度15分57メートルの所
オ	エから91度40分85メートルの所
カ	オから94度69メートルの所
キ	カから98度35分140メートルの所
ク	キから103度50分220メートルの所
ケ	クから105度45分88メートルの所
コ	ケから108度30分199メートルの所
サ	コから114度340メートルの所
シ	サから106度30分65メートルの所
ス	シから24度50分24メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

三原市

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第324号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
かき	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

三原市糸崎町、木原町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の2ア、アイ、イウを結んだ3直線とウエを距岸200メートルで結んだ線とエ3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	三原市糸崎9丁目松浜地区港湾整備事業東側埋立地東側付け根（埋立地東側護岸と国道護岸との交点）から国道護岸（国道）沿い東へ79メートルの所
基点2	三原市糸崎9丁目松浜地区港湾整備事業東側埋立地東側付け根（埋立地東側護岸と国道護岸との交点）から国道護岸（国道）沿い東へ148メートルの所
基点3	三原市木原4丁目(株)共立機械製作所西側小川左岸角から護岸沿い東へ50メートルの所
ア	2から護岸に直角に15メートルの所
イ	1から護岸に直角に43メートルの所
ウ	1から護岸に直角に200メートルの所
エ	3から尾道市向島町岩子島赤石鼻東側護岸北角（岩滝鼻）を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

三原市

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第325号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
かき	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

三原市鷺浦町下鷺島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	三原市鷺浦町下鷺島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共第353号の区域を除く。

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

三原市、尾道市瀬戸田町、因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島棕浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第326号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
かき	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

三原市鷺浦町上鷺島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを南回りに距岸100メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	三原市鷺浦町上鷺島北端
基点2	三原市鷺浦町上鷺島南端
ア	1から46度の線と距岸100メートルの線との交点
イ	1から46度850メートルの所
ウ	2から57度750メートルの所
エ	2から57度の線と距岸100メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

三原市

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第327号

漁業種類

漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
かき	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

三原市鷺浦町佐木島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	三原市鷺浦町佐木島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。

除外区域

記号等	表示
除外区域 1	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ、チツ、ツテ、テト、トナ、ナニ、ニヌ、ヌネ、ネノ、ノハ、ハヒ、ヒフ、フヘ、ヘホ、ホマ、マミ、ミム、ムメ、メモ、モヤ、ヤユ、ユヨ、ヨラ、ラリ、リル、ルレ、レロ、ロワ、ワヲ、ヲン、ンA、AB、BC、CD、DE、EF、FG、GH、HI、IJ、JK、KL、LM、MN、NO、OP、PQ、QR、RS、ST、TUを結んだ66直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	三原市鷺浦町佐木島鍋ヶ鼻の海上保安庁第2号柱
ア	1から228度19分49秒を見通す線上47.90メートルの所
イ	アから347度16分26秒を見通す線上5.52メートルの所
ウ	イから344度10分02秒を見通す線上4.89メートルの所
エ	ウから332度00分00秒を見通す線上4.93メートルの所
オ	エから340度08分35秒を見通す線上5.54メートルの所
カ	オから345度43分19秒を見通す線上4.31メートルの所
キ	カから337度43分40秒を見通す線上3.73メートルの所
ク	キから325度52分17秒を見通す線上2.94メートルの所
ケ	クから313度00分58秒を見通す線上4.02メートルの所
コ	ケから304度24分21秒を見通す線上3.91メートルの所
サ	コから293度19分29秒を見通す線上4.06メートルの所
シ	サから279度13分16秒を見通す線上4.65メートルの所
ス	シから268度14分32秒を見通す線上3.85メートルの所
セ	スから261度02分25秒を見通す線上3.12メートルの所
ソ	セから251度34分25秒を見通す線上4.22メートルの所
タ	ソから242度24分31秒を見通す線上1.95メートルの所
チ	タから232度28分05秒を見通す線上2.20メートルの所
ツ	チから213度31分42秒を見通す線上3.34メートルの所
テ	ツから201度48分50秒を見通す線上1.69メートルの所
ト	テから185度28分14秒を見通す線上2.87メートルの所

記号等	表示
ナ	トから171度52分12秒を見通す線上2.77メートルの所
ニ	ナから153度52分19秒を見通す線上2.23メートルの所
ヌ	ニから137度28分35秒を見通す線上3.19メートルの所
ネ	ヌから237度17分01秒を見通す線上10.04メートルの所
ノ	ネから255度14分14秒を見通す線上17.08メートルの所
ハ	ノから272度29分58秒を見通す線上16.12メートルの所
ヒ	ハから268度15分17秒を見通す線上18.19メートルの所
フ	ヒから272度17分52秒を見通す線上18.51メートルの所
ヘ	フから273度40分50秒を見通す線上15.86メートルの所
ホ	ヘから268度40分06秒を見通す線上23.75メートルの所
マ	ホから269度55分17秒を見通す線上2.92メートルの所
ミ	マから257度16分45秒を見通す線上2.49メートルの所
ム	ミから245度34分16秒を見通す線上2.84メートルの所
メ	ムから231度53分31秒を見通す線上4.64メートルの所
モ	メから221度47分46秒を見通す線上5.42メートルの所
ヤ	モから212度33分01秒を見通す線上5.40メートルの所
ユ	ヤから203度18分51秒を見通す線上2.48メートルの所
ヨ	ユから227度29分21秒を見通す線上7.10メートルの所
ラ	ヨから231度32分00秒を見通す線上8.07メートルの所
リ	ラから278度13分13秒を見通す線上15.55メートルの所
ル	リから280度36分04秒を見通す線上10.02メートルの所
レ	ルから282度36分58秒を見通す線上19.92メートルの所
ロ	レから286度52分01秒を見通す線上21.91メートルの所
ワ	ロから293度12分51秒を見通す線上9.58メートルの所
ヲ	ワから237度33分17秒を見通す線上0.51メートルの所
ン	ヲから279度33分11秒を見通す線上6.86メートルの所
A	ンから205度57分41秒を見通す線上1.61メートルの所
B	Aから292度08分45秒を見通す線上1.14メートルの所
C	Bから28度37分00秒を見通す線上1.47メートルの所
D	Cから294度07分55秒を見通す線上11.22メートルの所
E	Dから211度25分58秒を見通す線上1.65メートルの所
F	Eから292度36分56秒を見通す線上1.02メートルの所
G	Fから27度10分40秒を見通す線上1.63メートルの所
H	Gから352度07分13秒を見通す線上2.07メートルの所
I	Hから292度13分33秒を見通す線上6.67メートルの所
J	Iから300度19分11秒を見通す線上8.54メートルの所
K	Jから304度42分35秒を見通す線上7.78メートルの所
L	Kから310度30分22秒を見通す線上6.40メートルの所
M	Lから318度14分45秒を見通す線上4.50メートルの所
N	Mから40度14分29秒を見通す線上2.00メートルの所
O	Nから318度33分24秒を見通す線上8.00メートルの所
P	Oから264度42分46秒を見通す線上2.13メートルの所
Q	Pから227度29分49秒を見通す線上1.92メートルの所
R	Qから323度05分00秒を見通す線上0.98メートルの所
S	Rから232度51分43秒を見通す線上1.62メートルの所
T	Sから317度06分06秒を見通す線上5.24メートルの所

記号等	表示
U	Tから235度03分03秒を見通す線上1.75メートルの所
除外区域 2	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソ タ、タチ、チツ、ツテ、テト、トナ、ナニ、ニヌ、ヌネ、ネノ、ノハ、ハマ、マヤ、ヤラ、ラワ、ワ ヲ、ヨン、ンA、AB、BC、CD、DE、EF、FG、GH、HI、IJ、JK、Kアを結んだ43直 線によって囲まれた区域
基点 1	三原市鷺浦町犬山三等三角点（大字須波犬山83番地）
ア	1から203度57分06秒を見通す線上1990.87メートルの所
イ	アから178度47分31秒を見通す線上16.34メートルの所
ウ	イから135度45分39秒を見通す線上0.64メートルの所
エ	ウから96度28分39秒を見通す線上16.95メートルの所
オ	エから176度52分58秒を見通す線上9.51メートルの所
カ	オから156度45分14秒を見通す線上1.18メートルの所
キ	カから113度24分37秒を見通す線上0.94メートルの所
ク	キから92度54分42秒を見通す線上21.80メートルの所
ケ	クから183度29分56秒を見通す線上19.91メートルの所
コ	ケから110度33分01秒を見通す線上0.70メートルの所
サ	コから191度15分33秒を見通す線上1.03メートルの所
シ	サから191度12分52秒を見通す線上0.91メートルの所
ス	シから191度13分51秒を見通す線上3.39メートルの所
セ	スから104度46分45秒を見通す線上12.96メートルの所
ソ	セから194度36分58秒を見通す線上0.50メートルの所
タ	ソから106度57分09秒を見通す線上3.59メートルの所
チ	タから18度09分22秒を見通す線上2.44メートルの所
ツ	チから105度11分56秒を見通す線上7.63メートルの所
テ	ツから105度11分33秒を見通す線上0.65メートルの所
ト	テから105度11分34秒を見通す線上7.92メートルの所
ナ	トから195度20分43秒を見通す線上2.06メートルの所
ニ	ナから102度47分30秒を見通す線上0.39メートルの所
ヌ	ニから102度47分30秒を見通す線上15.86メートルの所
ネ	ヌから117度14分47秒を見通す線上0.61メートルの所
ノ	ネから117度11分56秒を見通す線上0.69メートルの所
ハ	ノから138度44分31秒を見通す線上1.28メートルの所
マ	ハから156度48分18秒を見通す線上0.14メートルの所
ヤ	マから156度54分45秒を見通す線上0.56メートルの所
ラ	ヤから178度50分15秒を見通す線上7.22メートルの所
ワ	ラから275度48分50秒を見通す線上10.60メートルの所
ヲ	ワから274度32分40秒を見通す線上4.89メートルの所
ン	ヲから274度32分40秒を見通す線上22.13メートルの所
A	ンから275度35分43秒を見通す線上1.56メートルの所
B	Aから275度35分43秒を見通す線上6.95メートルの所
C	Bから275度03分14秒を見通す線上17.04メートルの所
D	Cから273度50分04秒を見通す線上5.31メートルの所
E	Dから269度48分47秒を見通す線上9.68メートルの所
F	Eから267度08分24秒を見通す線上8.54メートルの所
G	Fから264度28分47秒を見通す線上3.48メートルの所
H	Gから264度37分24秒を見通す線上6.36メートルの所
I	Hから270度00分14秒を見通す線上3.33メートルの所

記号等	表示
J	I から0度46分06秒を見通す線上74.10メートルの所
K	J から90度00分14秒を見通す線上8.83メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

三原市

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第328号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
かき	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

三原市鷺浦町小佐木島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	三原市鷺浦町小佐木島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

三原市

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第329号

漁業種類

漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
なまこ	1月1日から12月31日まで
かき	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

三原市木原町大鯨島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	三原市木原町大鯨島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

三原市、尾道市尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎町、天満町、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、三軒家町、栗原西1・2丁目、向島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第330号

漁業種類

漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
なまこ	1月1日から12月31日まで
かき	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

三原市木原町小鯨島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	三原市木原町小鯨島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

三原市、尾道市尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎町、天満町、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、三軒家町、栗原西1・2丁目、向島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第331号

漁業種類

漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

三原市幸崎町、須波町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の3ア、アイ、イウ、ウエ、エオを結んだ5直線とオカを距岸300メートルで結んだ線とカキ、キクを結んだ2直線とクケを距岸300メートルで結んだ線とケコ、コサを結んだ2直線とサシを距岸300メートルで結んだ線とシスを三原市幸崎町有亀島南側を距岸150メートルで結んだ線とスセ、セソ、ソタ、タチを結んだ4直線とチツを距岸300メートルで結んだ線とツ13を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域及び共第342号の区域を除く。
基点1	2から護岸沿い北へ250メートルの所
基点2	三原市和田沖町貝野地区ふ頭用地護岸南角
基点3	三原市和田沖町三菱重工(株)三原製作所埋立地南西の貝野物揚場北端から護岸沿い南東へ50メートルの所
基点4	三原市須波1丁目若宮神社鳥居の中央
基点5	三原市須波西1丁目須波フェリー乗り場埋立地北側付け根（道路護岸との接点）
基点6	三原市須波西1丁目須波フェリー乗り場埋立地北東角から護岸沿い南へ150メートルの護岸角
基点7	三原市須波西1丁目須波フェリー乗り場埋立地南側付け根（道路護岸との接点）
基点8	三原市須波西1丁目須波海浜公園埋立地北側付け根（新旧護岸境界）
基点9	三原市須波西1丁目須波海浜公園の北側海浜の南の護岸内角
基点10	三原市須波西1丁目須波海浜公園埋立地南側付け根（道路護岸との接点）
基点11	三原市幸崎能地2丁目宇和島西船だまり南側防波堤南側付け根
基点12	三原市幸崎町能地能地漁港西埋立地親水護岸の東側付け根から護岸沿い西へ75メートルの所
基点13	三原市と竹原市との海岸における境界
ア	2から135度50メートルの所
イ	1から135度50メートルの所
ウ	1から135度の線とエから34度30分の線との交点
エ	4から三原市鷺浦町宿祢島北端を見通す線上100メートルの所
オ	4から三原市鷺浦町宿祢島北端を見通す線と距岸300メートルの線との交点
カ	5から埋立地北側護岸の延長線と距岸300メートルの線との交点
キ	6から三原市鷺浦町小佐木島南端を見通す線上250メートルの所
ク	7から埋立地南側護岸の延長線と距岸300メートルの線との交点
ケ	8から三原市鷺浦町佐木島布袋岩鼻を見通す線と距岸300メートルの線との交点
コ	9から100度の線上275メートルの所
サ	10から90度の線と距岸300メートルの線との交点
シ	三原市幸崎町有亀島距岸150メートルの線と宇和島距岸300メートルの線との交点
ス	11から三原市幸崎町有亀島の西端を見通す線と三原市幸崎町有亀島距岸150メートルの線との交点
セ	11から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端を見通す線上300メートルの所
ソ	11から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端を見通す線上700メートルの所
タ	12から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端を見通す線上635メートルの所
チ	12から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端を見通す線上300メートルの所

記号等	表示
ツ	13から愛媛県今治市大三島鳥取鼻を見通す線と距岸300メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
除外区域 1	次の 1 ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケを結んだ9直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	三原市畑二等三角点（標高444.98メートル）から164度47分48秒2、453.14メートルの所
ア	1 から58度32分42秒115.04メートルの所
イ	アから29度48分26秒81.24メートルの所
ウ	イから16度46分00秒189.08メートルの所
エ	ウから358度02分43秒102.18メートルの所
オ	エから20度35分46秒89.71メートルの所
カ	オから33度31分20秒84.14メートルの所
キ	カから17度14分25秒108.13メートルの所
ク	キから356度55分44秒107.61メートルの所
ケ	クから332度59分58秒105.54メートルの所
除外区域 2	次の 1 ア、アイ、イウを結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	三原市畑二等三角点（北緯34度21分54秒318、東経133度04分30秒751、標高444.98メートル）から119度32分15秒1、192.66メートルの所
ア	1 から81度34分32秒181.57メートルの所
イ	アから185度53分13秒508.46メートルの所
ウ	イから286度29分07秒227.22メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

三原市

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第332号

漁業種類

漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

三原市糸崎町、古浜、円一町、和田沖町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の2ア、アイ、イウを結んだ3直線とウエを距岸300メートルで結んだ線とエオ、オカを結んだ2直線とカキを距岸50メートルで結んだ線とキ5を結んだ直線と8・9、9・10、10・11を結んだ3直線と6・7、12・13、14・15をそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。
基点1	三原市糸崎8丁目2(株)中博ロード埋立地南角
基点2	三原市糸崎7丁目松浜船だまり防波堤南側付け根から護岸沿い北西へ30メートルの所
基点3	三原市糸崎南2丁目第1号埋立地南西角
基点4	三原市和田沖町三菱重工(株)三原製作所埋立地東端護岸角
基点5	三原市和田沖町三菱重工(株)三原製作所埋立地東端護岸角から護岸沿い西へ380メートルの所
基点6	三原市和田1丁目沼田川沼田大橋下流側右岸付け根
基点7	三原市宮沖5丁目沼田川沼田大橋下流側左岸付け根
基点8	三原市円一町1丁目帝人(株)三原事業所敷地北角
基点9	三原港第1灯浮標
基点10	三原港第2灯浮標
基点11	三原市城町3丁目湧源川河口右岸角
基点12	三原市城町3丁目湧源川湧源橋下流側右岸付け根
基点13	三原市古浜2丁目湧源川湧源橋下流側左岸付け根
基点14	三原市古浜3丁目古浜入川古浜橋橋台基礎工南角
基点15	14から三原市旭町2丁目古浜橋橋脚（西から1番目）南端を見通す線と古浜入川左岸との交点
ア	2から207度134.5メートルの所
イ	アから161度の線と1から245度の線との交点
ウ	2から207度300メートルの所
エ	3から215度30分の線と距岸300メートルの線との交点
オ	3から215度30分の線とカから124度30分の線との交点
カ	4から96度30分50メートルの所
キ	5から護岸に直角に50メートルの所

除外区域

記号等	表示
除外区域	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シスを結んだ13直線と護岸とによって囲まれた区域
基点1	三原市宮沖5丁目沼田川沼田大橋下流側左岸付け根から護岸沿い東へ20メートルの所
ア	1から180度24メートルの所
イ	アから88度50分211メートルの所
ウ	イから88度30分135メートルの所
エ	ウから90度15分57メートルの所

記号等	表示
オ	工から91度40分85メートルの所
カ	オから94度69メートルの所
キ	カから98度35分140メートルの所
ク	キから103度50分220メートルの所
ケ	クから105度45分88メートルの所
コ	ケから108度30分199メートルの所
サ	コから114度340メートルの所
シ	サから106度30分65メートルの所
ス	シから24度50分24メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

三原市

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第333号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

三原市糸崎町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアの5直線によって囲まれた区域
基点 1	三原市糸崎9丁目松浜地区港湾整備事業東側埋立地東側付け根（埋立地護岸と道路護岸との交点）から国道沿い東へ30メートルの所
基点 2	三原市糸崎9丁目松浜地区港湾整備事業東側埋立地東側付け根（埋立地護岸と道路護岸との交点）から国道沿い東へ79メートルの所
基点 3	三原市糸崎9丁目松浜地区港湾整備事業東側埋立地東側付け根（埋立地護岸と道路護岸との交点）から国道沿い東へ148メートルの所
基点 4	三原市糸崎9丁目松浜地区港湾整備事業東側埋立地南西角
ア	1 から護岸に直角に120メートルの所
イ	3 から護岸に直角に300メートルの所
ウ	2 から護岸に直角に300メートルの所
エ	4 から東側埋立地西側護岸の延長線上（209度）55メートルの所
オ	1 から護岸に直角に208メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

三原市

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第334号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

三原市糸崎町、木原町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の2ア、アイ、イウ、ウエを結んだ4直線とエオを距岸300メートルで結んだ線とオ3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	三原市糸崎9丁目松浜地区港湾整備事業東側埋立地東側付け根（埋立地護岸と道路護岸との交点）から国道沿い東へ30メートルの所
基点2	三原市糸崎9丁目松浜地区港湾整備事業東側埋立地東側付け根（埋立地護岸と道路護岸との交点）から国道沿い東へ148メートルの所
基点3	三原市木原4丁目(株)共立機械製作所西側小川左岸角から護岸沿い東へ50メートルの所
ア	2から護岸に直角に15メートルの所
イ	1から護岸に直角に43メートルの所
ウ	1から護岸に直角に120メートルの所
エ	2から護岸に直角に300メートルの所
オ	3から尾道市向島町岩子島赤石鼻東側護岸北角（岩滝鼻）を見通す線と距岸300メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

三原市、尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、向島町兼吉

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第335号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

三原市鷺浦町下鷺島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	三原市鷺浦町下鷺島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共第356号の区域を除く。

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

三原市、尾道市瀬戸田町、因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島棕浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第336号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

三原市鷺浦町上鷺島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを南回りに距岸100メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	三原市鷺浦町上鷺島北端
基点 2	三原市鷺浦町上鷺島南端
ア	1 から46度の線と距岸100メートルの線との交点
イ	1 から46度850メートルの所
ウ	2 から57度750メートルの所
エ	2 から57度の線と距岸100メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

三原市

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第337号

漁業種類

漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

三原市鷺浦町佐木島、小佐木島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	三原市鷺浦町佐木島及び小佐木島距岸250メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、共第336号、共第349号及び次の除外区域を除く。

除外区域

記号等	表示
除外区域 1	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	三原市鷺浦町小佐木島南西端
基点 2	三原市鷺浦町小佐木島南東端の鼻
基点 3	三原市鷺浦町佐木島北西端
基点 4	三原市鷺浦町佐木島鍋ヶ鼻の西の鼻
ア	1 から148度の線と小佐木島距岸250メートルの線との交点
イ	2 から165度の線と小佐木島距岸250メートルの線との交点
ウ	4 から0度30分の線と佐木島距岸250メートルの線との交点
エ	3 から261度の線と佐木島距岸250メートルの線との交点
除外区域 2	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソ タ、タチ、チツ、ツテ、テト、トナ、ナニ、ニヌ、ヌネ、ネノ、ノハ、ハヒ、ヒフ、フヘ、ヘホ、ホ マ、マミ、ミム、ムメ、メモ、モヤ、ヤユ、ユヨ、ヨラ、ラリ、リル、ルレ、レロ、ロワ、ワヲ、ヲ ン、ンA、AB、BC、CD、DE、EF、FG、GH、HI、IJ、JK、KL、LM、MN、N O、OP、PQ、QR、RS、ST、TUを結んだ66直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	三原市鷺浦町佐木島鍋ヶ鼻の海上保安庁第 2 号柱
ア	1 から228度19分49秒を見通す線上47.90メートルの所
イ	アから347度16分26秒を見通す線上5.52メートルの所
ウ	イから344度10分02秒を見通す線上4.89メートルの所
エ	ウから332度00分00秒を見通す線上4.93メートルの所
オ	エから340度08分35秒を見通す線上5.54メートルの所
カ	オから345度43分19秒を見通す線上4.31メートルの所
キ	カから337度43分40秒を見通す線上3.73メートルの所
ク	キから325度52分17秒を見通す線上2.94メートルの所
ケ	クから313度00分58秒を見通す線上4.02メートルの所
コ	ケから304度24分21秒を見通す線上3.91メートルの所
サ	コから293度19分29秒を見通す線上4.06メートルの所
シ	サから279度13分16秒を見通す線上4.65メートルの所
ス	シから268度14分32秒を見通す線上3.85メートルの所
セ	スから261度02分25秒を見通す線上3.12メートルの所
ソ	セから251度34分25秒を見通す線上4.22メートルの所
タ	ソから242度24分31秒を見通す線上1.95メートルの所

記号等	表示
チ	タから232度28分05秒を見通す線上2.20メートルの所
ツ	チから213度31分42秒を見通す線上3.34メートルの所
テ	ツから201度48分50秒を見通す線上1.69メートルの所
ト	テから185度28分14秒を見通す線上2.87メートルの所
ナ	トから171度52分12秒を見通す線上2.77メートルの所
ニ	ナから153度52分19秒を見通す線上2.23メートルの所
ヌ	ニから137度28分35秒を見通す線上3.19メートルの所
ネ	ヌから237度17分01秒を見通す線上10.04メートルの所
ノ	ネから255度14分14秒を見通す線上17.08メートルの所
ハ	ノから272度29分58秒を見通す線上16.12メートルの所
ヒ	ハから268度15分17秒を見通す線上18.19メートルの所
フ	ヒから272度17分52秒を見通す線上18.51メートルの所
ヘ	フから273度40分50秒を見通す線上15.86メートルの所
ホ	ヘから268度40分06秒を見通す線上23.75メートルの所
マ	ホから269度55分17秒を見通す線上2.92メートルの所
ミ	マから257度16分45秒を見通す線上2.49メートルの所
ム	ミから245度34分16秒を見通す線上2.84メートルの所
メ	ムから231度53分31秒を見通す線上4.64メートルの所
モ	メから221度47分46秒を見通す線上5.42メートルの所
ヤ	モから212度33分01秒を見通す線上5.40メートルの所
ユ	ヤから203度18分51秒を見通す線上2.48メートルの所
ヨ	ユから227度29分21秒を見通す線上7.10メートルの所
ラ	ヨから231度32分00秒を見通す線上8.07メートルの所
リ	ラから278度13分13秒を見通す線上15.55メートルの所
ル	リから280度36分04秒を見通す線上10.02メートルの所
レ	ルから282度36分58秒を見通す線上19.92メートルの所
ロ	レから286度52分01秒を見通す線上21.91メートルの所
ワ	ロから293度12分51秒を見通す線上9.58メートルの所
ヲ	ワから237度33分17秒を見通す線上0.51メートルの所
ン	ヲから279度33分11秒を見通す線上6.86メートルの所
A	ンから205度57分41秒を見通す線上1.61メートルの所
B	Aから292度08分45秒を見通す線上1.14メートルの所
C	Bから28度37分00秒を見通す線上1.47メートルの所
D	Cから294度07分55秒を見通す線上11.22メートルの所
E	Dから211度25分58秒を見通す線上1.65メートルの所
F	Eから292度36分56秒を見通す線上1.02メートルの所
G	Fから27度10分40秒を見通す線上1.63メートルの所
H	Gから352度07分13秒を見通す線上2.07メートルの所
I	Hから292度13分33秒を見通す線上6.67メートルの所
J	Iから300度19分11秒を見通す線上8.54メートルの所
K	Jから304度42分35秒を見通す線上7.78メートルの所
L	Kから310度30分22秒を見通す線上6.40メートルの所
M	Lから318度14分45秒を見通す線上4.50メートルの所
N	Mから40度14分29秒を見通す線上2.00メートルの所
O	Nから318度33分24秒を見通す線上8.00メートルの所
P	Oから264度42分46秒を見通す線上2.13メートルの所

記号等	表示
Q	Pから227度29分49秒を見通す線上1.92メートルの所
R	Qから323度05分00秒を見通す線上0.98メートルの所
S	Rから232度51分43秒を見通す線上1.62メートルの所
T	Sから317度06分06秒を見通す線上5.24メートルの所
U	Tから235度03分03秒を見通す線上1.75メートルの所
除外区域3	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ、チツ、ツテ、テト、トナ、ナニ、ニヌ、ヌネ、ネノ、ノハ、ハマ、マヤ、ヤラ、ラワ、ワヲ、ヨン、ンA、AB、BC、CD、DE、EF、FG、GH、HI、IJ、JK、Kアを結んだ43直線によって囲まれた区域
基点1	三原市鷺浦町犬山三等三角点（大字須波犬山83番地）
ア	1から203度57分06秒を見通す線上1990.87メートルの所
イ	アから178度47分31秒を見通す線上16.34メートルの所
ウ	イから135度45分39秒を見通す線上0.64メートルの所
エ	ウから96度28分39秒を見通す線上16.95メートルの所
オ	エから176度52分58秒を見通す線上9.51メートルの所
カ	オから156度45分14秒を見通す線上1.18メートルの所
キ	カから113度24分37秒を見通す線上0.94メートルの所
ク	キから92度54分42秒を見通す線上21.80メートルの所
ケ	クから183度29分56秒を見通す線上19.91メートルの所
コ	ケから110度33分01秒を見通す線上0.70メートルの所
サ	コから191度15分33秒を見通す線上1.03メートルの所
シ	サから191度12分52秒を見通す線上0.91メートルの所
ス	シから191度13分51秒を見通す線上3.39メートルの所
セ	スから104度46分45秒を見通す線上12.96メートルの所
ソ	セから194度36分58秒を見通す線上0.50メートルの所
タ	ソから106度57分09秒を見通す線上3.59メートルの所
チ	タから18度09分22秒を見通す線上2.44メートルの所
ツ	チから105度11分56秒を見通す線上7.63メートルの所
テ	ツから105度11分33秒を見通す線上0.65メートルの所
ト	テから105度11分34秒を見通す線上7.92メートルの所
ナ	トから195度20分43秒を見通す線上2.06メートルの所
ニ	ナから102度47分30秒を見通す線上0.39メートルの所
ヌ	ニから102度47分30秒を見通す線上15.86メートルの所
ネ	ヌから117度14分47秒を見通す線上0.61メートルの所
ノ	ネから117度11分56秒を見通す線上0.69メートルの所
ハ	ノから138度44分31秒を見通す線上1.28メートルの所
マ	ハから156度48分18秒を見通す線上0.14メートルの所
ヤ	マから156度54分45秒を見通す線上0.56メートルの所
ラ	ヤから178度50分15秒を見通す線上7.22メートルの所
ワ	ラから275度48分50秒を見通す線上10.60メートルの所
ヲ	ワから274度32分40秒を見通す線上4.89メートルの所
ン	ヲから274度32分40秒を見通す線上22.13メートルの所
A	ンから275度35分43秒を見通す線上1.56メートルの所
B	Aから275度35分43秒を見通す線上6.95メートルの所
C	Bから275度03分14秒を見通す線上17.04メートルの所
D	Cから273度50分04秒を見通す線上5.31メートルの所
E	Dから269度48分47秒を見通す線上9.68メートルの所

記号等	表示
F	E から267度08分24秒を見通す線上8.54メートルの所
G	F から264度28分47秒を見通す線上3.48メートルの所
H	G から264度37分24秒を見通す線上6.36メートルの所
I	H から270度00分14秒を見通す線上3.33メートルの所
J	I から0度46分06秒を見通す線上74.10メートルの所
K	J から90度00分14秒を見通す線上8.83メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

三原市

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第338号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

三原市鷺浦町宿祢島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	三原市鷺浦町宿祢島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

三原市

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第339号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

三原市鷺浦町鍋ヶ鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域
基点 1	三原市鷺浦町小佐木島北東端
基点 2	三原市鷺浦町宿禰島東端
基点 3	三原市鷺浦町タナハシ島（ウエマツ）北端
基点 4	尾道市因島重井町細島西端
ア	1 から 4 を見通す線と 2 から 3 を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

三原市

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第340号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

三原市木原町小鯨島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	三原市木原町小鯨島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

三原市、尾道市尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎町、天満町、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、三軒家町、栗原西1・2丁目、向島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第341号

漁業種類

漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

三原市木原町大鯨島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	三原市木原町大鯨島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

三原市、尾道市尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎町、天満町、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、三軒家町、栗原西1・2丁目、向島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第342号

漁業種類

漁業権

第 3 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

三原市幸崎能地久津地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径50メートルの円周によって囲まれた区域
基点 1	三原市幸崎能地 6 丁目久津宮長新開護岸南西角
ア	1 から竹原市忠海町小久野島の高を見通す線上820メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

三原市

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第343号

漁業種類 漁業権

第 3 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

三原市須波西町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域
基点 1	三原市須波西町 J R 呉線青木トンネル西口前の護岸西側の排水口中央から護岸沿い東へ85メートルの所
基点 2	三原市鷺浦町和霊石の鼻
基点 3	三原市鷺浦町布袋岩鼻
基点 4	尾道市瀬戸田町高根島押寄鼻
ア	1 から 2 を見通す線と 3 から 4 を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

三原市

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第344号

漁業種類 漁業権

第 3 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

三原市鷺浦町布袋岩鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域
基点 1	三原市鷺浦町布袋岩鼻
基点 2	三原市須波西町 J R 呉線青木トンネル西口前の護岸西側の排水口中央から護岸沿い東へ85メートルの所
ア	1 から 2 を見通す線上100メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

三原市

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第345号

漁業種類

漁業権

第 3 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

三原市須波町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径100メートルの円弧と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	三原市須波 1 丁目須波漁港南側防波堤南側付け根から護岸沿い南へ145メートルの所
ア	1 から三原市鷺浦町小佐木島南西端を見通す線上47メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

三原市

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第346号

漁業種類 漁業権

第 3 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

三原市須波 1 丁目若宮神社地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域
基点 1	三原市須波 1 丁目若宮神社鳥居の中央
基点 2	1 から護岸沿い北へ200メートルの所
ア	1 から58度の線と 2 から114度の線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

三原市

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第347号

漁業種類 漁業権

第 3 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

三原市須波町地先（カンコーの石）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域
基点 1	三原市円一町 1 丁目沼田川浄化センター埋立地護岸南角（円弧の中央）
基点 2	三原市須波町犬吠の鼻（三菱重工(株)三原製作所埋立地南東の貝野物揚場南側付け根から護岸沿い南へ180メートルの所）
基点 3	三原市鷺浦町小佐木島北西端
ア	2 から尾道市向島町岩子島黒崎鼻を見通す線と、 1 と 3 とを結ぶ線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

三原市

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第348号

漁業種類

漁業権

第 3 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

三原市糸崎南 1 丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域
基点 1	三原市糸崎南 1 丁目 2 太平洋セメント(株)敷地南東護岸角
ア	1 から194度400メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

三原市

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第349号

漁業種類

漁業権

第 3 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

三原市鷺浦町小佐木島金毘羅鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域
基点 1	三原市鷺浦町小佐木島東側防波堤付け根
基点 2	三原市鷺浦町小佐木島金毘羅鼻
ア	1 から117度の線と 2 から三原市鷺浦町宿祢島の高を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

三原市

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第350号

漁業種類 漁業権

第 4 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	3月1日から5月15日まで

漁場の位置

三原市幸崎能地地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径300メートルの円周によって囲まれた区域
基点 1	三原市幸崎能地 2 丁目宇和島西船だまり南側防波堤突端
ア	1 から尾道市瀬戸田町瓢箪島東端を見通す線上700メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

三原市

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第351号

漁業種類 漁業権

第 4 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	4月1日から10月31日まで

漁場の位置

三原市幸崎町有竜島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域
基点 1	三原市幸崎町有竜島南端
ア	1 から尾道市瀬戸田町高根島高根山の高を見通す線上500メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

三原市

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第352号

漁業種類 漁業権

第 4 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
たい寄魚	4月1日から10月31日まで

漁場の位置

三原市幸崎町有竜島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径80メートルの円周によって囲まれた区域
基点 1	三原市幸崎町有竜島南端
ア	1 から尾道市瀬戸田町高根島カマノ石の鼻を見通す線上150メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

三原市

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第353号

漁業種類 漁業権

第 1 種 共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
うに類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで
てんぐさ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市瀬戸田町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カ6、7キ、キク、クケ、ケ10を結んだ11直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた広島県の区域及びコサ、シスを結んだ直線から下流の万所川、沖田川の区域。ただしセソ、ソタ、タチ、チセを結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。
基点1	尾道市瀬戸田町マリコ鼻
基点2	尾道市瀬戸田町竹浜団地護岸北西角
基点3	尾道市瀬戸田町内海造船所北東角
基点4	尾道市瀬戸田町高根島押寄鼻の東側の鼻
基点5	尾道市瀬戸田町高根島北端（押寄鼻の灯台）
基点6	尾道市瀬戸田町瓢箪島北端
基点7	愛媛県今治市瓢箪島南端
基点8	尾道市瀬戸田町田高根五本松崎鼻
基点9	尾道市瀬戸田町田高根ハナグリ鼻
基点10	尾道市瀬戸田町宮原港東側防波堤東側付け根（城山の鼻）
基点11	愛媛県今治市上浦町多々羅三角点
ア	1から尾道市因島重井町長崎鼻を見通す線上220メートルの所
イ	2から三原市鷺浦町大平山の高を見通す線上200メートルの所
ウ	3から三原市鷺浦町向田向田橋中央を見通す線上200メートルの所
エ	4から三原市鷺浦町和霊石の鼻を見通す線上200メートルの所
オ	5から三原市須波西町と幸崎町との海岸線における境界（ＪＲ呉線トンネル西口前の護岸点）を見通す線上200メートルの所
カ	5から愛媛県今治市大三島鳥取鼻を見通す線上3,000メートルの所
キ	8から愛媛県今治市伯方島大長崎の鼻を見通す線上1,200メートルの所
ク	9から愛媛県今治市伯方島太夫殿の鼻を見通す線上1,100メートルの所
ケ	10から愛媛県越智郡上島町岩城島新城鼻を見通す線上700メートルの所
コ	尾道市瀬戸田町林万所川林中央橋下流側右岸付け根
サ	尾道市瀬戸田町林万所川林中央橋下流側左岸付け根
シ	尾道市瀬戸田町林沖田川沖田川橋下流側右岸付け根

記号等	表示
ス	尾道市瀬戸田町林沖田川沖田川橋下流側左岸付け根
セ	チから76度48分90メートルの所
ソ	セから166度48分120メートルの所
タ	11から75度55分1,249.6メートルの所
チ	タから346度48分120メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市瀬戸田町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第354号

漁業種類

漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
うに類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで
てんぐさ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市瀬戸田町生口島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エ3を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	尾道市瀬戸田町マリコ鼻
基点2	尾道市瀬戸田町賀盛鼻
基点3	尾道市瀬戸田町と因島洲江町との海岸線における境界
ア	1から尾道市因島重井町長崎鼻を見通す線上220メートルの所
イ	2から三原市鷺浦町須の上港南側防波堤南側付け根を見通す線上500メートルの所
ウ	2から84度200メートルの所
エ	3から84度200メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市瀬戸田町、因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島棕浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第355号

漁業種類

漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
うに類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで
てんぐさ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市瀬戸田町生口島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イ2を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	尾道市瀬戸田町と因島原町との海岸線における境界
基点2	尾道市瀬戸田町宮原港東側防波堤東側付け根（城山の鼻）
ア	1から愛媛県越智郡上島町岩城島新城鼻を見通す線上1,100メートルの所
イ	2から愛媛県越智郡上島町岩城島新城鼻を見通す線上700メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市瀬戸田町、因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、
因島棕浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第356号

漁業種類

第 2 種

漁業権

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市瀬戸田町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カ6、7キ、キク、クケ、ケ10を結んだ11直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた広島県の区域。ただし、サコを結んだ直線とコスを高根島の距岸30メートルで結んだ線とスシを結んだ直線とシサを生口島の距岸30メートルで結んだ線とによって囲まれた区域、セソ、ソタ、タチ、チセを結んだ4直線によって囲まれた区域、共第359号及び共第360号の区域を除く。
基点1	尾道市瀬戸田町マリコ鼻
基点2	尾道市瀬戸田町竹浜団地護岸北西角
基点3	尾道市瀬戸田町内海造船所北東角
基点4	尾道市瀬戸田町高根島押寄鼻の東側の鼻
基点5	尾道市瀬戸田町高根島北端（押寄鼻の燈台）
基点6	尾道市瀬戸田町瓢箪島北端
基点7	愛媛県今治市瓢箪島南端
基点8	尾道市瀬戸田町田高根五本松崎鼻
基点9	尾道市瀬戸田町田高根ハナグリ鼻
基点10	尾道市瀬戸田町宮原港東側防波堤東側付け根（城山の鼻）
基点11	尾道市瀬戸田町内海造船所北西角
基点12	尾道市瀬戸田町萩谷新開北角
基点13	尾道市瀬戸田町高根島ネコ石の鼻（恵美壽大神の石碑前）
基点14	尾道市瀬戸田町福田港北側防波堤突端
基点15	愛媛県今治市上浦町多々羅三角点
ア	1から尾道市因島重井町長崎鼻を見通す線上220メートルの所
イ	2から三原市鷺浦町大平山の高を見通す線上200メートルの所
ウ	3から三原市鷺浦町向田向田橋中央を見通す線上200メートルの所
エ	4から三原市鷺浦町和霊石の鼻を見通す線上200メートルの所
オ	5から三原市須波西町と幸崎町との海岸線における境界（JR呉線トンネル西口前の護岸点）を見通す線上200メートルの所
カ	5から愛媛県今治市大三島鳥取鼻を見通す線上3,000メートルの所
キ	8から愛媛県今治市伯方島大長崎の鼻を見通す線上1,200メートルの所
ク	9から愛媛県今治市伯方島太夫殿の鼻を見通す線上1,100メートルの所
ケ	10から愛媛県越智郡上島町岩城島新城鼻を見通す線上700メートルの所
コ	12から11を見通す線と距岸30メートルの線との交点
サ	11から12を見通す線と距岸30メートルの線との交点
シ	14から13を見通す線と距岸30メートルの線との交点
ス	13から14を見通す線と距岸30メートルの線との交点
セ	チから76度48分90メートルの所
ソ	セから166度48分120メートルの所

記号等	表示
夕	15から75度55分1,249.6メートルの所
チ	夕から346度48分120メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市瀬戸田町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第357号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市瀬戸田町生口島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エ3を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	尾道市瀬戸田町マリコ鼻
基点2	尾道市瀬戸田町賀盛鼻
基点3	尾道市瀬戸田町と因島洲江町との海岸線における境界
ア	1から尾道市因島重井町長崎鼻を見通す線上220メートルの所
イ	2から三原市鷺浦町須の上港南側防波堤南側付け根を見通す線上500メートルの所
ウ	2から84度200メートルの所
エ	3から84度200メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市瀬戸田町、因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島棕浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第358号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市瀬戸田町生口島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イ2を結んだ3直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
基点1	尾道市瀬戸田町と因島原町との海岸線における境界
基点2	尾道市瀬戸田町宮原港東側防波堤東側付け根（城山の鼻）
ア	1から愛媛県越智郡上島町岩城島新城鼻を見通す線上1,100メートルの所
イ	2から愛媛県越智郡上島町岩城島新城鼻を見通す線上700メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市瀬戸田町、因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、
因島棕浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第359号

漁業種類 漁業権

第 3 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市瀬戸田町垂水地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径50メートルの円周によって囲まれた区域
基点 1	尾道市瀬戸田町垂水婿戻ノ鼻西端
ア	1 から357度1,700メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市瀬戸田町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第360号

漁業種類 漁業権

第 3 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市瀬戸田町生口島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域
基点 1	尾道市瀬戸田町内海造船所北東角
基点 2	尾道市瀬戸田町林明治浜北端
ア	1 から三原市鷺浦町向田松ヶ鼻を見通す線と 2 から北西の瀬戸田港航路灯浮標(緑)を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市瀬戸田町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第361号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市因島重井町細島細の洲地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径400メートルの円周によって囲まれた区域
基点 1	尾道市因島重井町細島北端
基点 2	尾道市因島重井町細島西端
ア	1 から254度の線と 2 から341度の線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市新浜、古浜町、吉浦町、手崎町、神田町、吉和町、吉和西元町、東元町、正徳町、福地町、沖側町、尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保 1 ～ 3 丁目、東久保町、長江 1 ～ 3 丁目、土堂 1 ・ 2 丁目、三軒家町、栗原西 1 ・ 2 丁目、栗原東 1 ・ 2 丁目、日比崎町、天満町、向東町、向島町、因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島棕浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町、三原市

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第362号

漁業種類

漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで
てんぐさ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市、尾道市向島町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイを結んだ2直線とイウを三原市木原町大鯨島東側距岸100メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエオを木原町小鯨島東側距岸100メートルで結んだ線とオカを結んだ直線とカキを尾道市向島町岩子島南側距岸100メートルで結んだ線とキ8を結んだ直線と9・10を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、あさり漁業については、共第406号、共第407号及び共第408号の区域を除く。
基点1	三原市木原4丁目(株)共立機械製作所西側の小川左岸角から護岸沿い東へ50メートルの所
基点2	三原市木原町大鯨島北端
基点3	三原市木原町大鯨島南端
基点4	三原市木原町小鯨島北端
基点5	三原市木原町小鯨島南端
基点6	尾道市向島町岩子島西端
基点7	尾道市向島町岩子島鶏小島の南端
基点8	尾道市向島町津部田北側の防波堤南側付け根から防波堤沿い西へ57メートルの防波堤外角
基点9	尾道市向島町荒神の鼻
基点10	尾道市古浜町尾道税務署敷地南西角から敷地沿い東へ50メートルの所から9を見通す線と護岸との交点
ア	1から尾道市向島町岩子島赤石鼻東側護岸北角（岩滝鼻）を見通す線上205メートルの所
イ	2からアを見通す線と距岸100メートルの線との交点
ウ	3から4を見通す線と距岸100メートルの線との交点
エ	4から3を見通す線と距岸100メートルの線との交点
オ	5から6を見通す線と距岸100メートルの線との交点
カ	6から5を見通す線と距岸100メートルの線との交点
キ	7から8を見通す線と距岸100メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市新浜、古浜町、吉浦町、手崎町、神田町、吉和町、吉和西元町、東元町、正徳町、福地町、沖側町、尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保１～３丁目、東久保町、長江１～３丁目、土堂１・２丁目、三軒家町、栗原西１・２丁目、栗原東１・２丁目、日比崎町、天満町、向島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第363号

漁業種類 漁業権

第 2 種 共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市、尾道市向島町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イウを結んだ3直線とウエを三原市木原町大鯨島東側距岸100メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを木原町小鯨島東側距岸100メートルで結んだ線とカキを結んだ直線とキクを尾道市向島町岩子島南側距岸100メートルで結んだ線とク8を結んだ直線と9・10を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、港則法に基づき指定された尾道糸崎港の航路の区域を除く。
基点1	三原市木原4丁目(櫛)共立機械製作所西側小川左岸角から護岸沿い東へ50メートルの所
基点2	三原市木原町大鯨島北端
基点3	三原市木原町大鯨島南端
基点4	三原市木原町小鯨島北端
基点5	三原市木原町小鯨島南端
基点6	尾道市向島町岩子島西端
基点7	尾道市向島町岩子島鶏小島の南端
基点8	尾道市向島町津部田北側の防波堤南側付け根から防波堤沿い西へ57メートルの防波堤外角
基点9	尾道市向島町荒神の鼻
基点10	尾道市古浜町尾道税務署敷地南西角から敷地沿い東へ50メートルの所から9を見通す線と護岸との交点
ア	1から尾道市向島町岩子島赤石鼻東側護岸北角（岩滝鼻）を見通す線上310メートルの所
イ	アから254度300メートルの所
ウ	2からイを見通す線と距岸100メートルの線との交点
エ	3から4を見通す線と距岸100メートルの線との交点
オ	4から3を見通す線と距岸100メートルの線との交点
カ	5から6を見通す線と距岸100メートルの線との交点
キ	6から5を見通す線と距岸100メートルの線との交点
ク	7から8を見通す線と距岸100メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市新浜、古浜町、吉浦町、手崎町、神田町、吉和町、吉和西元町、東元町、正徳町、福地町、沖側町、尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎町、天満町、向島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

公示番号

共第364号

漁業種類

漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市因島重井町細島細の洲地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域
基点 1	尾道市因島重井町細島北端
基点 2	尾道市因島重井町細島西端
ア	1 から254度の線と 2 から341度の線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市新浜、古浜町、吉浦町、手崎町、神田町、吉和町、吉和西元町、東元町、正徳町、福地町、沖側町、尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保 1 ～ 3 丁目、東久保町、長江 1 ～ 3 丁目、土堂 1 ・ 2 丁目、三軒家町、栗原西 1 ・ 2 丁目、栗原東 1 ・ 2 丁目、日比崎町、天満町、向東町、向島町、因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島棕浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町、三原市

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第365号

漁業種類 漁業権

第 1 種 共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市、尾道市向島町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1・5を結んだ直線と2・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。
基点1	尾道市古浜町尾道税務署敷地南西角から敷地沿い東へ50メートルの所から5を見通す線と護岸との交点
基点2	尾道市尾崎本町尾道大橋東側橋脚東側護岸と道路との交点から護岸沿い東へ110メートルの所
基点3	尾道市向東町日立造船(株)向島工場敷地内の尾道大橋橋脚北西角から尾崎本町における尾道大橋橋脚西角を見通す線と護岸との交点
基点4	3から護岸沿い西へ108メートルの所
基点5	尾道市向島町荒神の鼻

除外区域

記号等	表示
除外区域1	次の1・2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	尾道市堂ヶ迫四等三角点（北緯34度24分30秒871、東経133度11分56秒929、標高136.88メートル）から202度1,115.00メートルの所
基点2	1から79度40分40秒64.88メートルの所
除外区域2	次の1・2、2・3、3・4、4・5、5・6、6・7、7・8、8・9、9・10、10・11、11・12、12・13、13・14を結んだ13直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	尾道市堂ヶ迫四等三角点（北緯34度24分30秒871、東経133度11分56秒929、標高136.88メートル）から196度53分56秒964.00メートルの所
基点2	1から83度51分46.30メートルの所
基点3	2から173度14分54秒9.58メートルの所
基点4	3から83度39分21秒187.80メートルの所
基点5	4から68度29分54秒7.87メートルの所
基点6	5から52度19分27秒9.88メートルの所
基点7	6から33度7分2秒10.19メートルの所
基点8	7から17度37分2秒4.70メートルの所
基点9	8から9度7分2秒22.50メートルの所
基点10	9から62度27分2秒7.50メートルの所
基点11	10から71度40分29秒13.09メートルの所
基点12	11から82度55分51秒13.47メートルの所
基点13	12から89度45分34秒15.00メートルの所

記号等	表示
基点 1 4	1 3 から91度50分4秒27.00メートルの所
除外区域 3	次の 1 ア、アイ、イ 2 を結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた新尾道橋橋脚構造物敷の区域
基点 1	尾道市尾崎本町8-13地先防波堤東側付け根と最大高潮時海岸線との交点
基点 2	1 から護岸沿い東へ50メートルの所
ア	1 から215度41分18メートルの所
イ	2 から215度41分20メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保 1 ～ 3 丁目、東久保町、長江 1 ～ 3 丁目、土堂 1 ・ 2 丁目、三軒家町、栗原西 1 ・ 2 丁目、栗原東 1 ・ 2 丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、向島町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第366号

漁業種類

漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の 1・5 を結んだ直線と 2・3 を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	尾道市尾崎本町尾道大橋東側橋脚東側護岸と道路との交点から海岸沿い東へ110メートルの所
基点 2	尾道市山波町尾道造船所護岸南東角（北側の角）から尾道造船所南側護岸の延長線上西へ101メートルの所（尾道造船所 2 号船台の東端から西へ10メートルの所）
基点 3	尾道市向東町松ヶ鼻北端（馬立新開護岸北東角）
基点 4	尾道市向東町日立造船(株)向島工場敷地内の尾道大橋橋脚北西角から尾崎本町における尾道大橋橋脚西角を見通す線と護岸との交点
基点 5	4 から護岸沿い西へ108メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保 1 ～ 3 丁目、東久保町、長江 1 ～ 3 丁目、土堂 1 ・ 2 丁目、三軒家町、栗原西 1 ・ 2 丁目、栗原東 1 ・ 2 丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、山波町、東尾道、新高山町、向島町兼吉

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第367号

漁業種類

漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
かき	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで
てんぐさ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市松永町地先（松永湾）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と5・6を結んだ直線と7・8を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域及びあさり漁業については、共第388号、共第389号、共第390号、共第399号、共第400号、共第401号、共第402号、共第403号の区域を除く。
基点1	尾道市向東町松ヶ鼻北端（馬立新開護岸北東角）
基点2	尾道市山波町尾道造船所護岸南東角（北側の角）から尾道造船所南側護岸の延長線上西へ101メートルの所（尾道造船所2号船台の東端から西へ10メートルの所）
基点3	4から270度の線と福山市高西町の西側護岸との交点
基点4	福山市南今津町藤井川河口左岸角
基点5	福山市南今津町本郷川河口右岸角
基点6	5から90度の線と福山市南松永町2丁目の西側護岸との交点
基点7	尾道市浦崎町戸崎の鼻北端
基点8	尾道市向東町大磯鼻東端

除外区域

記号等	表示
除外区域1	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ、チツ、ツテ、テト、トナ、ナ6を結んだ22直線と7・8を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び藤井川下流の床止の区域
基点1	福山市南松永町4丁目北西角（松永みなと大橋左岸下流側付け根）
基点2	福山市南松永町4丁目北東角（南松永町3丁目と4丁目との境界道路の南東端）
基点3	福山市高西町松永湾干拓地護岸南東角（送電線鉄塔から最短距離の護岸点）
基点4	福山市柳津町慶応浜旧護岸北西角
基点5	福山市柳津町相生新開南東角
基点6	2から16度10分の線と護岸との交点
基点7	福山市柳津町相生新開福德橋南西付け根
基点8	福山市柳津町相生新開福德橋北西付け根
ア	1から172度40分50メートルの所
イ	1から202度10分70メートルの所

記号等	表示
ウ	1 から172度40分180メートルの所
エ	1 から172度40分600メートルの所
オ	3 から71度30分445メートルの所
カ	1 から160度10分1,040メートルの所
キ	1 から160度10分1,720メートルの所
ク	2 から150度10分1,750メートルの所
ケ	クシを結んだ線上シから300メートルの所
コ	4 から191度10分680メートルの所
サ	クシを結んだ線とコニを結んだ線との交点
シ	4 から194度30分445メートルの所
ス	4 から188度10分410メートルの所
セ	4 から245度150メートルの所
ソ	4 から247度10分180メートルの所
タ	4 から250度210メートルの所
チ	5 から176度30分135メートルの所
ツ	5 から198度30分65メートルの所
テ	5 から250度30分345メートルの所
ト	2 から18度40分710メートルの所
ナ	2 から15度40分710メートルの所
ニ	4 から211度10分580メートルの所
除外区域 2	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シアを結んだ12直線によって囲まれた区域、スセ、セソ、ソタ、タチ、チツ、ツテ、テト、トナ、ナニ、ニヌ、ヌスを結んだ11直線によって囲まれた区域、ネノ、ノハ、ハヒ、ヒネを結んだ4直線によって囲まれた区域、フヘ、ヘホ、ホマ、マフを結んだ4直線によって囲まれた区域、ミム、ムメ、メモ、モミを結んだ4直線によって囲まれた区域、ヤユ、ユヨ、ヨラ、ラヤを結んだ4直線によって囲まれた区域、リル、ルレ、レロ、ロリを結んだ4直線によって囲まれた区域、ワン、ンあ、あい、いワを結んだ4直線によって囲まれた区域、うえ、えお、おか、かうを結んだ4直線によって囲まれた区域及びきく、くけ、けこ、こきを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	福山市高西町南の防波堤突端
ア	1 から74.5度363.2メートルの所
イ	1 から74度362.8メートルの所
ウ	1 から74度361.1メートルの所
エ	1 から73度361.0メートルの所
オ	1 から73度361.6メートルの所
カ	1 から72.5度361.1メートルの所
キ	1 から68.5度366.5メートルの所
ク	1 から68.5度361.9メートルの所
ケ	1 から69.5度360.5メートルの所
コ	1 から69.5度358.9メートルの所
サ	1 から70度354.8メートルの所
シ	1 から74.5度349.5メートルの所
ス	1 から318.5度40.4メートルの所
セ	1 から324.5度49.1メートルの所
ソ	1 から326度51.9メートルの所
タ	1 から326.5度51.7メートルの所
チ	1 から331.5度69.6メートルの所
ツ	1 から331度69.8メートルの所
テ	1 から332.5度78.4メートルの所

記号等	表示
ト	1 から329.5度79.5メートルの所
ナ	1 から328.5度75.8メートルの所
ニ	1 から325.5度67メートルの所
ヌ	1 から312.5度43メートルの所
ネ	1 から73.5度330.4メートルの所
ノ	1 から71度331.9メートルの所
ハ	1 から73度320メートルの所
ヒ	1 から71度321.5メートルの所
フ	1 から72度285.9メートルの所
ヘ	1 から69.5度287.7メートルの所
ホ	1 から72度275.5メートルの所
マ	1 から69.5度277.4メートルの所
ミ	1 から70度241.9メートルの所
ム	1 から67度244.1メートルの所
メ	1 から70度231.5メートルの所
モ	1 から66.5度233.9メートルの所
ヤ	1 から67.5度198.2メートルの所
ユ	1 から63.5度201.2メートルの所
ヨ	1 から66.5度187.9メートルの所
ラ	1 から63度191.1メートルの所
リ	1 から63度155.3メートルの所
ル	1 から58.5度159.4メートルの所
レ	1 から61.5度145.3メートルの所
ロ	1 から57度149.6メートルの所
ワ	1 から55度114.1メートルの所
ン	1 から49.5度119.9メートルの所
あ	1 から53度104.6メートルの所
い	1 から46.5度110.9メートルの所
う	1 から39.5度77.2メートルの所
え	1 から32.5度86.1メートルの所
お	1 から34度69.4メートルの所
か	1 から27度79.2メートルの所
き	1 から3.5度52.8メートルの所
く	1 から0.5度65.5メートルの所
け	1 から355度51.4メートルの所
こ	1 から353.5度64.3メートルの所
除外区域 3	次のアイを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	IV東尾道（標高3.49メートル、北緯34度24分58秒、東経133度14分 5 秒）
ア	1 から243度31分53秒334.90メートルの所
イ	1 から237度55分 5 秒353.16メートルの所
除外区域 4	次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ 4 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	IV東尾道（標高3.49メートル、北緯34度24分58秒、東経133度14分 5 秒）
ア	1 から245度 2 分45秒273.54メートルの所
イ	1 から243度52分 4 秒276.27メートルの所
ウ	1 から243度55分41秒276.84メートルの所
エ	1 から242度26分22秒280.55メートルの所

記号等	表示
オ	1 から242度59分55秒285.83メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保 1 ～ 3 丁目、東久保町、長江 1 ～ 3 丁目、土堂 1 ・ 2 丁目、三軒家町、栗原西 1 ・ 2 丁目、栗原東 1 ・ 2 丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、山波町、東尾道、新高山町、浦崎町、百島町、高須町、向島町、福山市藤江町、金江町、松永町、南松永町、今津町、高西町、柳津町
--

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第368号

漁業種類

漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで
てんぐさ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市向島町、向東町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸100メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを尾道市向島町上江府島北回りに距岸100メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距岸（向島町下江府島及び笹島を含む）100メートルで結んだ線とカ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、あさり漁業については、共第404号及び共第405号の区域を除く。
基点1	尾道市向東町大磯鼻東端
基点2	尾道市向島町上江府島北端
基点3	尾道市向島町上江府島南西端
基点4	尾道市向島町津部田北側の防波堤南側付け根から防波堤沿い西へ57メートルの防波堤外角
基点5	尾道市向島町岩子島鶏小島の南端
ア	1から尾道市浦崎町戸崎の鼻北端を見通す線と距岸100メートルの線との交点
イ	2から264度の線と尾道市向島距岸100メートルの線との交点
ウ	2から264度の線と尾道市向島町上江府島距岸100メートルの線との交点
エ	3から264度の線と尾道市向島町上江府島距岸100メートルの線との交点
オ	3から264度の線と尾道市向島距岸100メートルの線との交点
カ	4から5を見通す線と尾道市向島距岸100メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、向島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

公示番号

共第369号

漁業種類

漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市、尾道市向島町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の 1・5 を結んだ直線と 2・4 を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、港則法に基づき指定された尾道糸崎港の航路及び次の除外区域を除く。
基点 1	尾道市古浜町尾道税務署敷地南西角から敷地沿い東へ50メートルの所から 5 を見通す線と護岸との交点
基点 2	尾道尾崎本町尾道大橋東側橋脚東側護岸と道路との交点から護岸沿い東へ110メートルの所
基点 3	尾道市向東町日立造船(株)向島工場敷地内の尾道大橋橋脚北西角から尾崎本町における尾道大橋橋脚西角を見通す線と護岸との交点
基点 4	3 から護岸沿い西へ108メートルの所
基点 5	尾道市向島町荒神の鼻

除外区域

記号等	表示
除外区域 1	次の 1・2 を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	尾道市堂ヶ迫四等三角点（標高136.88メートル）から202度1,115.00メートルの所
基点 2	1 から79度40分40秒64.88メートルの所
除外区域 2	次の 1・2、2・3、3・4、4・5、5・6、6・7、7・8、8・9、9・10、10・11、11・12、12・13、13・14 を結んだ13直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	尾道市堂ヶ迫四等三角点（標高136.88メートル）から196度53分56秒964.00メートルの所
基点 2	1 から83度51分46.30メートルの所
基点 3	2 から173度14分54秒9.58メートルの所
基点 4	3 から83度39分21秒187.80メートルの所
基点 5	4 から68度29分54秒7.87メートルの所
基点 6	5 から52度19分27秒9.88メートルの所
基点 7	6 から33度7分2秒10.19メートルの所
基点 8	7 から17度37分2秒4.70メートルの所
基点 9	8 から9度7分2秒22.50メートルの所
基点 1 0	9 から62度27分2秒7.50メートルの所
基点 1 1	1 0 から71度40分29秒13.09メートルの所
基点 1 2	1 1 から82度55分51秒13.47メートルの所
基点 1 3	1 2 から89度45分34秒15.00メートルの所
基点 1 4	1 3 から91度50分4秒27.00メートルの所
除外区域 3	次の 1 ア、アイ、イ 2 を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた新尾道大橋橋脚構造物敷の区域
基点 1	尾道市尾崎本町8-13地先防波堤東側付根と最大高潮時海岸線との交点
基点 2	1 から護岸沿い東へ50メートルの所
ア	1 から215度41分18メートルの所

記号等	表示
イ	2 から215度41分20メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保 1 ～ 3 丁目、東久保町、長江 1 ～ 3 丁目、土堂 1 ・ 2 丁目、三軒家町、栗原西 1 ・ 2 丁目、栗原東 1 ・ 2 丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、向島町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第370号

漁業種類

漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1・5を結んだ直線と2・3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、港則法に基づき指定された尾道糸崎港の航路の区域を除く。
基点1	尾道市尾崎本町尾道大橋東側橋脚東側護岸と道路との交点から護岸沿い東へ110メートルの所
基点2	尾道市山波町尾道造船所護岸南東角（北側の角）から尾道造船所南側護岸の延長線上西へ101メートルの所（尾道造船所2号船台の東端から西へ10メートルの所）
基点3	尾道市向東町松ヶ鼻北端（馬立新開護岸北東角）
基点4	尾道市向東町日立造船(株)向島工場敷地内の尾道大橋橋脚北西角から尾崎本町における尾道大橋橋脚西角を見通す線と護岸との交点
基点5	4から護岸沿い西へ108メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、山波町、東尾道、新高山町、向島町兼吉

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第371号

漁業種類

漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市松永町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と5・6を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共第376号の区域及び次の除外区域を除く。
基点 1	尾道市向東町松ヶ鼻北端（馬立新開護岸北東角）
基点 2	尾道市山波町尾道造船所護岸南東角（北側の角）から尾道造船所南側護岸の延長線上西へ101メートルの所（尾道造船所2号船台の東端から西へ10メートルの所）
基点 3	福山市南松永町4丁目松永みなと大橋右岸下流側付け根から南へ52メートルの所
基点 4	福山市南松永町4丁目松永みなと大橋左岸下流側付け根
基点 5	尾道市浦崎町戸崎の鼻北端
基点 6	尾道市向東町大磯鼻東端

除外区域

記号等	表示
除外区域 1	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ、チツ、ツテ、テト、トナ、ナ6を結んだ22直線と7・8を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び藤井川下流の床止の区域
基点 1	福山市南松永町4丁目北西角（松永みなと大橋左岸下流側付け根）
基点 2	福山市南松永町4丁目北東角（南松永町3丁目と4丁目との境界道路の南東端）
基点 3	福山市高西町松永湾干拓地護岸南東角（送電線鉄塔から最短距離の護岸点）
基点 4	福山市柳津町慶応浜旧護岸北西角
基点 5	福山市柳津町相生新開南東角
基点 6	2から16度10分の線と護岸との交点
基点 7	福山市柳津町相生新開福德橋南西付け根
基点 8	福山市柳津町相生新開福德橋北西付け根
ア	1から172度40分50メートルの所
イ	1から202度10分70メートルの所
ウ	1から172度40分180メートルの所
エ	1から172度40分600メートルの所
オ	3から71度30分445メートルの所
カ	1から160度10分1,040メートルの所
キ	1から160度10分1,720メートルの所
ク	2から150度10分1,750メートルの所
ケ	クシを結んだ線上シから300メートルの所
コ	4から191度10分680メートルの所
サ	クシを結んだ線とコニを結んだ線との交点
シ	4から194度30分445メートルの所
ス	4から188度10分410メートルの所

記号等	表示
セ	4 から245度150メートルの所
ソ	4 から247度10分180メートルの所
タ	4 から250度210メートルの所
チ	5 から176度30分135メートルの所
ツ	5 から198度30分65メートルの所
テ	5 から250度30分345メートルの所
ト	2 から18度40分710メートルの所
ナ	2 から15度40分710メートルの所
二	4 から211度10分580メートルの所
除外区域 2	次のアイを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	Ⅳ東尾道（標高3.49メートル、北緯34度24分58秒、東経133度14分 5 秒）
ア	1 から243度31分53秒334.90メートルの所
イ	1 から237度55分 5 秒353.16メートルの所
除外区域 3	次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ 4 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	Ⅳ東尾道（標高3.49メートル、北緯34度24分58秒、東経133度14分 5 秒）
ア	1 から245度 2 分45秒273.54メートルの所
イ	1 から243度52分 4 秒276.27メートルの所
ウ	1 から243度55分41秒276.84メートルの所
エ	1 から242度26分22秒280.55メートルの所
オ	1 から242度59分55秒285.83メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保 1 ～ 3 丁目、東久保町、長江 1 ～ 3 丁目、土堂 1 ・ 2 丁目、三軒家町、栗原西 1 ・ 2 丁目、栗原東 1 ・ 2 丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、山波町、東尾道、新高山町、浦崎町、百島町、高須町、向島町、福山市藤江町、金江町、松永町、南松永町、今津町、高西町、柳津町
--

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第372号

漁業種類

漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市向島町、向東町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1 アを結んだ直線とアイを距岸100メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを尾道市向島町上江府島北回りに距岸100メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距岸（向島町下江府島及び笹島を含む）100メートルで結んだ線とカ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共第379号、共第381号、共第383号、共第384号、共第385号、共第386号の区域を除く。
基点 1	尾道市向島町大磯鼻東端
基点 2	尾道市向島町上江府島北端
基点 3	尾道市向島町上江府島南西端
基点 4	尾道市向島町津部田北側の防波堤南側付け根から防波堤沿い西へ57メートルの防波堤外角
基点 5	尾道市向島町岩子島鶏小島の南端
ア	1 から尾道市浦崎町戸崎の鼻北端を見通す線と距岸100メートルの線との交点
イ	2 から264度の線と尾道市向島距岸100メートルの線との交点
ウ	2 から264度の線と尾道市向島町上江府島距岸100メートルの線との交点
エ	3 から264度の線と尾道市向島町上江府島距岸100メートルの線との交点
オ	3 から264度の線と尾道市向島距岸100メートルの線との交点
カ	4 から5 を見通す線と尾道市向島距岸100メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保 1 ～ 3 丁目、東久保町、長江 1 ～ 3 丁目、土堂 1 ・ 2 丁目、三軒家町、栗原西 1 ・ 2 丁目、栗原東 1 ・ 2 丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、向島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第373号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市向島町上江府島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1を中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域
基点 1	尾道市向島町上江府島東方似骨ノ礁の高

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、向島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第374号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市百島町百島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1を中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域
基点 1	尾道市百島町東方片平礁の高

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、向島町兼吉

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第375号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市向東町白石地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1を中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域
基点 1	尾道市向東町加島南方白石の高

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、向島町兼吉

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第376号

漁業種類 漁業権

第 3 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市浦崎町戸崎地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域
基点 1	尾道市浦崎町手城鼻北端
ア	1 から福山市藤江町才戸川河口左岸護岸西端を見通す線上200メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保 1 ～ 3 丁目、東久保町、長江 1 ～ 3 丁目、土堂 1 ・ 2 丁目、三軒家町、栗原西 1 ・ 2 丁目、栗原東 1 ・ 2 丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、山波町、新高山町、浦崎町、百島町、向島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第377号

漁業種類 漁業権

第 3 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市浦崎町高松地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域
基点 1	尾道市向東町女法崎南端
基点 2	尾道市浦崎町高松稻荷前の海岸に下る小道と海岸線の交点（鳥居跡の中央）
ア	1 から福山市内海町田島北側の大が瀬灯台を見通す線と 2 から内海町当木島中央くぼみを見通す（177 度）線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保 1 ～ 3 丁目、東久保町、長江 1 ～ 3 丁目、土堂 1 ・ 2 丁目、三軒家町、栗原西 1 ・ 2 丁目、栗原東 1 ・ 2 丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、浦崎町、百島町、向島町兼吉

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第378号

漁業種類 漁業権

第 3 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市向東町加島北側地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域
基点 1	尾道市向東町加島城ヶ鼻北端
ア	1 から尾道市向東町大磯鼻東端を見通す線上200メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保 1 ～ 3 丁目、東久保町、長江 1 ～ 3 丁目、土堂 1 ・ 2 丁目、三軒家町、栗原西 1 ・ 2 丁目、栗原東 1 ・ 2 丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、向島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第379号

漁業種類 漁業権

第 3 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市向島町干汐地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域
基点 1	尾道市向島町上江府島南東端（上江府島の小島の南端）
基点 2	尾道市向東町加島南端
ア	2 から 1 を見通す延長線上 1 から350メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保 1 ～ 3 丁目、東久保町、長江 1 ～ 3 丁目、土堂 1 ・ 2 丁目、三軒家町、栗原西 1 ・ 2 丁目、栗原東 1 ・ 2 丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、向島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第380号

漁業種類 漁業権

第 3 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市向東町加島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域
基点 1	尾道市向東町大磯鼻東端
基点 2	尾道市向東町加島西端
基点 3	尾道市向島町下江府島南端
基点 4	尾道市向東町加島南端
ア	4 から 3 を見通す線と 1 から 2 を見通す延長線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保 1 ～ 3 丁目、東久保町、長江 1 ～ 3 丁目、土堂 1 ・ 2 丁目、三軒家町、栗原西 1 ・ 2 丁目、栗原東 1 ・ 2 丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、向島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第381号

漁業種類 漁業権

第 3 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市向島町下江府島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域
基点 1	尾道市向島町下江府島南端
基点 2	尾道市向島町観音崎北東の鼻
基点 3	尾道市向島町松ヶ鼻
ア	1 から福山市内海町横島釜戸の南西端を見通す（135度）線と2 から3 を見通す延長線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、向島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第382号

漁業種類 漁業権

第 3 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市向島町立花地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域
基点 1	尾道市向島町観音崎コイ崎（観音崎北西の鼻）
ア	1 から尾道市因島大浜町西浜の防波堤（大浜栈橋の北側の防波堤）突端を見通す線上200メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保 1 ～ 3 丁目、東久保町、長江 1 ～ 3 丁目、土堂 1 ・ 2 丁目、三軒家町、栗原西 1 ・ 2 丁目、栗原東 1 ・ 2 丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、向島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第383号

漁業種類 漁業権

第 3 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市向島町立花地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径180メートルの円周によって囲まれた区域
基点 1	尾道市向島町立花運動広場南東角
ア	1 から尾道市因島棕浦町防地島の東端を見通す線上200メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保 1 ～ 3 丁目、東久保町、長江 1 ～ 3 丁目、土堂 1 ・ 2 丁目、三軒家町、栗原西 1 ・ 2 丁目、栗原東 1 ・ 2 丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、向島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第384号

漁業種類 漁業権

第 3 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市向島町立花地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径100メートルの円弧と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	尾道市向島町長礁鼻
基点 2	尾道市向島町立花運動広場西側突堤突端
ア	1 から尾道市向島町余崎防波堤の小島の南端を見通す線と 2 から因島大浜町八重子島北西端を見通す（224度）線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保 1 ～ 3 丁目、東久保町、長江 1 ～ 3 丁目、土堂 1 ・ 2 丁目、三軒家町、栗原西 1 ・ 2 丁目、栗原東 1 ・ 2 丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、向島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第385号

漁業種類 漁業権

第 3 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市向島町江ノ浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域
基点 1	尾道市向島町笹島の南端
基点 2	尾道市向島町江ノ浦胡子鼻の突堤の突端
ア	1 から尾道市向島町余崎防波堤の小島の南端を結ぶ線と 2 から因島鏡浦町梶ノ鼻を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保 1 ～ 3 丁目、東久保町、長江 1 ～ 3 丁目、土堂 1 ・ 2 丁目、三軒家町、栗原西 1 ・ 2 丁目、栗原東 1 ・ 2 丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、向島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第386号

漁業種類 漁業権

第 3 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市向島町茅ヶ浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域
基点 1	尾道市向島町茅ヶ浦布刈鼻
基点 2	尾道市向島町茅ヶ浦黒地鼻
ア	1 から尾道市向島町犬ノ鼻の因島大橋橋脚台南角を見通す（135度）線と 2 から因島大浜町大浜崎燈台を見通す（220度）線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保 1 ～ 3 丁目、東久保町、長江 1 ～ 3 丁目、土堂 1 ・ 2 丁目、三軒家町、栗原西 1 ・ 2 丁目、栗原東 1 ・ 2 丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、向島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第387号

漁業種類 漁業権

第 3 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市向島町岩子島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域
基点 1	尾道市向島町岩子島鶏小島の南端
基点 2	尾道市因島重井町細島北東端（細頭）
ア	1 から尾道市因島重井町長串鼻の北鼻を見通す線と 2 から因島大浜町大浜崎燈台を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市尾崎本町、西土堂町、天満町、日比崎町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保 1 ～ 3 丁目、東久保町、長江 1 ～ 3 丁目、土堂 1 ・ 2 丁目、三軒家町、栗原西 1 ・ 2 丁目、栗原東 1 ・ 2 丁目、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向東町、向島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第388号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市東尾道松永湾干拓地地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸13メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸50メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	尾道市東尾道松永湾干拓地南東角の排水口中央（柵）ケンスイ南側道路の北側の線の延長線と護岸との交点）から護岸沿い西へ31メートルの所
基点 2	尾道市東尾道尾道地区衛生施設組合共同排水施設敷地の西側の線の延長線と護岸との交点から護岸沿い東へ17メートルの所
ア	1 から173度40分の線と距岸50メートルの線との交点
イ	1 から173度40分の線と距岸13メートルの線との交点
ウ	2 から173度40分の線と距岸13メートルの線との交点
エ	2 から173度40分の線と距岸50メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市山波町、東尾道、新高山 1 ～ 3 丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第389号

漁業種類

漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市向東町加島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	尾道市向東町加島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、あさり漁業については共第392号の区域を除く。

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市向東町、尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎町、天満町、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第390号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市向東町松ヶ鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	尾道市向東町松ヶ鼻北側防波堤南側付け根
ア	1 から162度40分38メートルの所
イ	1 から146度40分200メートルの所
ウ	1 から152度40分200メートルの所
エ	1 から186度40分42メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市向東町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第391号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市向東町歌地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキを結んだ6直線とキアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	尾道市向東町松本新開南防波堤南側付け根から護岸沿い南へ55メートルの所
基点 2	尾道市向東町松本新開南防波堤南側付け根から護岸沿い南へ210メートルの所（スベリ北側付け根）
基点 3	尾道市向東町大礒鼻栈橋埋立地北側付け根（埋立地北西護岸内角）
ア	1 から尾道市浦崎町手城鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点
イ	1 から尾道市浦崎町手城鼻を見通す線上90メートルの所
ウ	2 から66度40分120メートルの所
エ	2 から98度40分160メートルの所
オ	3 から42度170メートルの所
カ	3 から尾道市浦崎町戸崎の鼻北端を見通す線上150メートルの所
キ	3 から尾道市浦崎町戸崎の鼻北端を見通す線と距岸10メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市向東町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第392号

漁業種類

漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市向東町加島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸15メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点1	尾道市向東町加島本浦新開護岸北端
基点2	尾道市向東町加島本浦新開護岸北端から護岸沿い南へ195メートルの所（本浦新開護岸北端から護岸沿い南へ2番目のスベリ北側付け根）
ア	1から尾道市百島町百島の北端（女男石鼻）の防波堤突端を見通す線と距岸15メートルの線との交点
イ	1から尾道市百島町百島の北端（女男石鼻）の防波堤突端を見通す線上110メートルの所
ウ	2から尾道市浦崎町カガラ山の高（164メートル）を見通す線上120メートルの所
エ	2から尾道市浦崎町カガラ山の高（164メートル）を見通す線と距岸15メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市向東町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第393号

漁業種類

漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市向東町加島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	尾道市向東町加島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市向東町、尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎町、天満町、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第394号

漁業種類 漁業権

第 3 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市向東町歌地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径180メートルの円周によって囲まれた区域
基点 1	尾道市向東町大磯鼻東端
基点 2	尾道市向東町加島の高（104メートル）
ア	1 から 2 を見通す線上500メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市向東町、尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保 1 ～ 3 丁目、東久保町、長江 1 ～ 3 丁目、土堂 1 ・ 2 丁目、三軒家町、栗原西 1 ・ 2 丁目、栗原東 1 ・ 2 丁目、日比崎町、天満町、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第395号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで
てんぐさ	1月1日から12月31日まで
いぎす	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市百島町百島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	尾道市百島町百島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市浦崎町、百島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第396号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで
てんぐさ	1月1日から12月31日まで
いぎす	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市浦崎町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	尾道市浦崎町戸崎の鼻北端
基点2	福山市沼隈町と浦崎町との道路上の境界（標柱）と福山市内海町睦橋の東から3番目の橋脚と4番目の橋脚の中央とを結ぶ線と沼隈町常石造船所護岸との交点（護岸角）
ア	1から尾道市向東町大磯鼻東端を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から福山市内海町睦橋の東から3番目の橋脚と4番目の橋脚との中央を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市浦崎町、百島町、尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎町、天満町、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向島町兼吉

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第397号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市百島町百島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	尾道市百島町百島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市浦崎町、百島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第398号

漁業種類

漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市浦崎町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の 1 アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ 2 を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共第377号の区域を除く。
基点 1	尾道市浦崎町戸崎の鼻北端
基点 2	福山市沼隈町と浦崎町との道路上の境界（標柱）と福山市内海町睦橋の東から 3 番目の橋脚と 4 番目の橋脚の中央とを結ぶ線と沼隈町常石造船所護岸との交点（護岸角）
ア	1 から尾道市向東町大磯鼻東端を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2 から福山市内海町睦橋の東から 3 番目の橋脚と 4 番目の橋脚との中央を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市浦崎町、百島町、尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保 1 ～ 3 丁目、東久保町、長江 1 ～ 3 丁目、土堂 1 ・ 2 丁目、三軒家町、栗原西 1 ・ 2 丁目、栗原東 1 ・ 2 丁目、日比崎町、天満町、吉和町、正徳町、東元町、吉和西元町、沖側町、神田町、手崎町、新浜、古浜町、吉浦町、福地町、向島町兼吉

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第399号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市南松永町3丁目西側地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケアを結んだ9直線によって囲まれた区域
基点1	3から護岸沿い北へ320メートルの所
基点2	3から護岸沿い北へ40メートルの所
基点3	福山市南松永町4丁目北西角（松永みなと大橋左岸下流側付け根）
基点4	3から護岸沿い南へ30メートルの所
ア	1から262度30分20メートルの所
イ	1から262度30分140メートルの所
ウ	3から福山市高西町南の防波堤突端を見通す線上130メートルの所
エ	4から福山市高西町南の防波堤突端を見通す線上130メートルの所
オ	4から福山市高西町南の防波堤突端を見通す線上20メートルの所
カ	3から福山市高西町南の防波堤突端を見通す線上20メートルの所
キ	3から福山市高西町南の防波堤突端を見通す線上40メートルの所
ク	2から262度30分40メートルの所
ケ	2から262度30分20メートルの所

除外区域

記号等	表示
除外区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線、オカ、カキ、キク、クオを結んだ4直線、ケコ、コサ、サシ、シケを結んだ4直線のそれぞれによって囲まれた区域
基点1	福山市高西町南の防波堤突端
ア	1から73度320メートルの所
イ	1から71度71度321.5メートルの所
ウ	1から71度325.3メートルの所
エ	1から73.5度323.4メートルの所
オ	1から72度285.9メートルの所
カ	1から69.5度287.7メートルの所
キ	1から72度275.5メートルの所
ク	1から69.5度277.4メートルの所
ケ	1から70度241.9メートルの所
コ	1から67度244.1メートルの所
サ	1から67度238メートルの所
シ	1から70度235.3メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市今津町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第400号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市柳津町慶応浜地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウアを結んだ3直線によって囲まれた区域
基点 1	福山市柳津町新川河口左岸の新旧護岸境界から護岸沿い北へ16.3メートルの所
ア	1 から220度30メートルの所
イ	1 から220度145メートルの所
ウ	1 から184度220メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市柳津町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第401号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市藤江町浦之浜地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸10メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸30メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	福山市藤江町才戸川河口左岸角
基点 2	福山市藤江町藤江港北側埋立地の護岸北側付け根から海岸沿い北へ10メートルの所
ア	1 から255度40分の線と距岸30メートルの線との交点
イ	1 から255度40分の線と距岸10メートルの線との交点
ウ	2 から255度40分の線と距岸10メートルの線との交点
エ	2 から255度40分の線と距岸30メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市藤江町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第402号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市藤江町前の浜、池の浜地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸10メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸40メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	福山市藤江町藤江港南側防波堤南側埋立地南東護岸の西から 1 番目の内角から護岸沿い南東へ5メートルの所
基点 2	福山市藤江町池浜港北側埋立地北側付け根から護岸沿い北へ10メートルの所
ア	1 から223度の線と距岸40メートルの線との交点
イ	1 から223度の線と距岸10メートルの線との交点
ウ	2 から275度の線と距岸10メートルの線との交点
エ	2 から275度の線と距岸40メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市藤江町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第403号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市藤江町郷頭地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸10メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸40メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	福山市藤江町池浜港南側防波堤の埋立地南側付け根
基点 2	福山市藤江町と尾道市浦崎町との海岸線における境界
ア	1 から272度40分の線と距岸40メートルの線との交点
イ	1 から272度40分の線と距岸10メートルの線との交点
ウ	2 から272度40分の線と距岸10メートルの線との交点
エ	2 から272度40分の線と距岸40メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市藤江町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第404号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市向島町黒崎稻積新開地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	尾道市向島町干汐尾道市向島町漁協北側埋立地北側付け根から護岸沿い北へ94メートルの所
基点 2	尾道市向東町と向島町の海岸における境界（悪水溜放水路の護岸階段北側付け根）
ア	1から尾道市向東町加島城ヶ鼻から南西に3番目の鼻を見通す線上20メートルの所
イ	1から尾道市向東町加島城ヶ鼻から南西に3番目の鼻を見通す線上135メートルの所
ウ	2から尾道市向東町加島南西端を見通す線上135メートルの所
エ	2から尾道市向東町加島南西端を見通す線上15メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市向島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第405号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市向島町津部田陰地新開地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イ3、3ウ、ウアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	尾道市向島町津部田陰地北側の防波堤南側付け根から防波堤沿い西へ57メートルの防波堤外角
基点2	尾道市向島町津部田陰地北側の防波堤南側の埋立地南角
基点3	尾道市向島町津部田大神谷常夜燈西側の埋立地（護岸と道路との間の緑地）北角（護岸内角）から護岸沿い北へ27メートルの所
基点4	尾道市向島町津部田南側防波堤の突端
ア	1から234度20メートルの所
イ	2から3を見通す線上20メートルの所
ウ	4から309度80メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市向島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第406号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市向島町道越地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エアを結んだ3直線とによって囲まれた区域
基点 1	尾道市向島町道越旧フェリー発着スベリ南側付け根から海岸沿い南へ30メートルの所
基点 2	尾道市向島町道越瀬戸谷新開南端の鼻北側の護岸角
ア	1 から244度の線と距岸10メートルの線との交点
イ	2 から264度の線と距岸10メートルの線との交点
ウ	2 から264度30メートルの所
エ	1 から244度50メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市向島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第407号

漁業種類

漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市向島町荒神浦地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	尾道市向島町道越越山の高（52メートル）から尾道市向島町岩子島南船越新開北東護岸角を見通す線と護岸との交点
基点2	尾道市向島町道越荒神鼻南西の護岸北西角（階段工南側）
ア	1から南船越新開北東護岸角を見通す線上15メートルの所
イ	1から南船越新開北東護岸角を見通す線上30メートルの所
ウ	2から尾道市正徳町吉和漁港西港の西側防波堤突端を見通す（317度）線上70メートルの所
エ	2から尾道市正徳町吉和漁港西港の西側防波堤突端を見通す（317度）線上15メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市向島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第408号

漁業種類

漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市向島町岩子島長江地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	尾道市向島町岩子島塩釜神社北の埋立地護岸北角
基点2	尾道市向島町岩子島長江新開護岸の西側の樋門の東端から護岸沿い北東へ11メートルの護岸角
基点3	尾道市向島町岩子島長江新開護岸の東側の階段南側付け根から護岸沿い南へ6メートルの護岸内角
基点4	尾道市向島町岩子島ゴンドの鼻（矢の浦鼻）から南西へ1番目の鼻（長江新開の北の鼻）
ア	1から4を見通す線上50メートルの所
イ	2から三原市木原4丁目(株)共立機械製作所西側の小川河口左岸角を見通す線上30メートルの所
ウ	3から(株)共立機械製作所西側の小川河口左岸角を見通す線上30メートルの所
エ	3から(株)共立機械製作所西側の小川河口左岸角を見通す線と4から1を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市向島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第409号

漁業種類

漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市因島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1 アを結んだ直線とアクを距岸（尾道市因島重井町四十島を含む。）200メートルで結んだ線とクケを結んだ直線とケコを距岸250メートルで結んだ線とコサ、サシ、シス、スセを結んだ4 直線とセソを距岸260メートルで結んだ線とソチ、チツ、ツテ、テト、トナを結んだ5 直線とナニを尾道市因島と愛媛県越智郡上島町鶴島の中央点で結んだ線とニヌ、ヌネ、ネノ、ノハ、ハヒを結んだ5 直線とヒフを距岸200メートルで結んだ線とフ21を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びイウ、エオ、カキをそれぞれ結んだ直線から下流の重井川、倉崎川、大川の区域。ただし、次の除外区域を除く。
基点 1	尾道市因島重井町産業開発団地護岸西角（航路燈標の北東の護岸角）
基点 2	尾道市因島重井町産業開発団地護岸北角（付け根内角）
基点 3	尾道市因島鏡浦町と尾道市因島棕浦町との海岸線における境界
基点 4	尾道市因島三庄町白滝鼻東端
基点 5	尾道市因島三庄町地蔵鼻東端
基点 6	尾道市因島三庄町黒崎鼻の北鼻
基点 7	尾道市因島三庄町土生港家老渡フェリー発着場防波堤付け根東側
基点 8	尾道市因島土生町ジャパンマリニュナイテッド(株)因島工場 2 号ドック西側護岸南角
基点 9	愛媛県越智郡上島町弓削島伊勢ヶ鼻
基点10	愛媛県越智郡上島町生名島厳島北端
基点11	愛媛県越智郡上島町坪木島北東端
基点12	愛媛県越智郡上島町生名島網建鼻の護岸北東角
基点13	愛媛県越智郡上島町生名島生名棧橋の北側埋立地北角（護岸階段南側付け根）
基点14	尾道市因島土生町ジャパンマリニュナイテッド(株)因島工場1号ドック南側護岸南角
基点15	愛媛県越智郡上島町鶴島南東端
基点16	愛媛県越智郡上島町鶴島北端
基点17	愛媛県越智郡上島町亀島北端
基点18	尾道市因島土生町と因島田熊町との海岸線における境界（尾道市因島総合支所敷地北西角から護岸沿い北へ18メートルの階段付け根中央）
基点19	尾道市因島田熊町と因島中庄町との海岸線における境界（イトマン商会敷地北西角から護岸沿い南東へ70メートルの所）
基点20	尾道市因島重井町因島高校校庭南西側埋立地東角（道路との境界）
基点21	尾道市因島重井町産業開発団地護岸南西角

記号等	表示
ア	2から尾道市因島重井町産業開発団地北側護岸の延長線（235度）と護岸北西角から距岸200メートルの線との交点
イ	尾道市因島重井町重井川東西橋下流側左岸付け根
ウ	尾道市因島重井町重井川東西橋下流側右岸付け根
エ	尾道市因島大浜町倉崎川第三久保田橋下流側左岸付け根
オ	尾道市因島大浜町倉崎川第三久保田橋下流側右岸付け根
カ	尾道市因島中庄町大川新入川橋下流側左岸付け根
キ	尾道市因島中庄町大川新入川橋下流側右岸付け根
ク	3から福山市内海町当木島南端を見通す（84度30分）線と距岸200メートルの線との交点
ケ	3から福山市内海町当木島南端を見通す（84度30分）線と距岸250メートルの線との交点
コ	4から愛媛県越智郡上島町百貫島北端を見通す（103度）線と距岸250メートルの線との交点
サ	5から愛媛県越智郡上島町百貫島北端を見通す（86度）線と距岸250メートルの線との交点
シ	5から愛媛県越智郡上島町弓削島石風呂鼻（鯨北鼻）を見通す線上500メートルの所
ス	6から愛媛県越智郡上島町弓削島弓削沢津宮ノ鼻を見通す線上400メートルの所
セ	7から101度の線と距岸260メートルの線との交点
ソ	8から174度の線と距岸260メートルの線との交点
タ	10から9を見通す線の中央点
チ	8から174度の線とタツを結んだ直線との交点
ツ	8から11を見通す線の中央点
テ	14から12を見通す線の中央点
ト	14から13を見通す線の中央点
ナ	15から84度の線の対岸との中央点
ニ	16から354度の線の対岸との中央点
ヌ	17から18を見通す線の中央点
ネ	17から尾道市因島洲江町赤崎俵石鼻北端を見通す線上200メートルの所
ノ	17から尾道市因島洲江町赤崎俵石鼻北端を見通す線と八から愛媛県越智郡上島町生名島南西端（枇杷首）を見通す線との交点
ハ	19から尾道市瀬戸田町生口島名荷宮地新開護岸南東角を見通す線の中央点
ヒ	19から尾道市瀬戸田町生口島名荷宮地新開護岸南東角を見通す線と距岸200メートルの線との交点
フ	20から尾道市因島重井町因島高校校庭南西側埋地南側護岸の延長線（250度）と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
除外区域	次の1ア、アからコを順次結んだ10直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	尾道市因島大浜町添川河口左岸角
ア	1から330度122.07メートルの所
イ	アから244度45分37.36メートルの所
ウ	イから279度45分136.31メートルの所
エ	ウから278度30分69.55メートルの所
オ	エから278度15分139.93メートルの所
カ	オから274度45分82.20メートルの所
キ	カから275度15分57.08メートルの所
ク	キから261度30分34.43メートルの所
ケ	クから257度17.37メートルの所
コ	ケから254度45分の直線と最大高潮時海岸線との交点

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島棕浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第410号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市因島洲江町、因島原町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1 アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ 2 を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	尾道市因島原町と瀬戸田町との海岸線における境界
基点 2	尾道市因島洲江町と瀬戸田町との海岸線における境界
ア	1 から愛媛県越智郡上島町岩城島新城鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2 から84度の線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島棕浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町、瀬戸田町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第411号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市因島重井町細島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	尾道市因島重井町細島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島棕浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町、尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎町、天満町、新浜、古浜町、正徳町、吉浦町、手崎町、神田町、沖側町、東元町、吉和西元町、福地町、吉和町、向島町兼吉

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第412号

漁業種類

漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市因島重井町小細島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	尾道市因島重井町小細島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島棕浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町、尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎町、天満町、新浜、古浜町、正徳町、吉浦町、手崎町、神田町、沖側町、東元町、吉和西元町、福地町、吉和町、向島町兼吉

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第413号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市因島重井町ハカン島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	尾道市因島重井町ハカン島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島棕浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町、尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎町、天満町、新浜、古浜町、正徳町、吉浦町、手崎町、神田町、沖側町、東元町、吉和西元町、福地町、吉和町、向島町兼吉、三原市

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第414号

漁業種類 漁業権

第 2 種 共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市因島北側地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸（尾道市因島重井町四十島を含む。）200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びウエ、オカ、キクをそれぞれ結んだ直線から下流の重井川、倉崎川、大川の区域。ただし、次の除外区域を除く。
基点1	尾道市因島重井町馬神山（96メートル）の北の鼻（魚釣石の鼻から西へ1番目の鼻）
基点2	尾道市因島鏡浦町と尾道市因島棕浦町との海岸線における境界
ア	1から尾道市因島重井町小細島南端を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から福山市内海町当木島南端を見通す（84度30分）線と距岸200メートルの線との交点
ウ	尾道市因島重井町重井川東西橋下流側左岸付け根
エ	尾道市因島重井町重井川東西橋下流側右岸付け根
オ	尾道市因島大浜町倉崎川第三久保田橋下流側左岸付け根
カ	尾道市因島大浜町倉崎川第三久保田橋下流側右岸付け根
キ	尾道市因島中庄町大川新入川橋下流側左岸付け根
ク	尾道市因島中庄町大川新入川橋下流側右岸付け根

除外区域

記号等	表示
除外区域	次の1ア、アからコを順次結んだ10直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	尾道市因島大浜町添川河口左岸角
ア	1から330度122.07メートルの所
イ	アから244度45分37.36メートルの所
ウ	イから279度45分136.31メートルの所
エ	ウから278度30分69.55メートルの所
オ	エから278度15分139.93メートルの所
カ	オから274度45分82.20メートルの所
キ	カから275度15分57.08メートルの所
ク	キから261度30分34.43メートルの所
ケ	クから257度17.37メートルの所
コ	ケから254度45分の直線と最大高潮時海岸線との交点

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島棕浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町、尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎

町、天満町、新浜、古浜町、正徳町、吉浦町、手崎町、神田町、沖側町、東元町、吉和西元町、福地町、吉和町、向島町兼吉

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第415号

漁業種類

漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市因島南側地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸250メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオ、オカを結んだ4直線とカキを距岸260メートルで結んだ線とキケ、ケコ、コサ、サシ、シスを結んだ5直線とスセを尾道市因島と愛媛県越智郡上島町鶴島の中央点で結んだ線とセソ、ソタ、タチ、チツ、ツテを結んだ5直線とテトを距岸200メートルで結んだ線とト19を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	尾道市因島鏡浦町と因島棕浦町との海岸線における境界
基点2	尾道市因島三庄町白滝鼻東端
基点3	尾道市因島三庄町地藏鼻東端
基点4	尾道市因島三庄町黒崎鼻の北鼻
基点5	尾道市因島三庄町土生港家老渡フェリー発着場防波堤付け根東側
基点6	尾道市因島土生町ジャパンマリンユナイテッド(株)因島工場2号ドック西側護岸南角
基点7	愛媛県越智郡上島町弓削島伊勢ヶ鼻
基点8	愛媛県越智郡上島町生名島厳島北端
基点9	愛媛県越智郡上島町坪木島北東端
基点10	愛媛県越智郡上島町生名島網建鼻の護岸北東角
基点11	愛媛県越智郡上島町生名島生名栈橋の北側埋立地北角（護岸階段南側付け根）
基点12	尾道市因島土生町ジャパンマリンユナイテッド(株)尾道市因島工場1号ドック南側護岸南角
基点13	愛媛県越智郡上島町鶴島南東端
基点14	愛媛県越智郡上島町鶴島北端
基点15	愛媛県越智郡上島町亀島北端
基点16	尾道市因島土生町と因島田熊町との海岸線における境界（尾道市因島総合支所敷地北西角から護岸沿い北へ18メートルの階段付け根中央）
基点17	尾道市因島田熊町と因島中庄町との海岸線における境界（イトマン商会敷地北西角から護岸沿い南東へ70メートルの所）
基点18	尾道市因島重井町因島高校校庭南西側埋立地東角（道路との境界）
基点19	尾道市因島重井町産業開発団地護岸南西角
ア	1から福山市内海町当木島南端を見通す（84度30分）線と距岸250メートルの線との交点
イ	2から愛媛県越智郡上島町百貫島北端を見通す（103度）線と距岸250メートルの線との交点
ウ	3から愛媛県越智郡上島町百貫島北端を見通す（86度）線と距岸250メートルの線との交点
エ	3から愛媛県越智郡上島町弓削島石風呂鼻（鯨北鼻）を見通す線上500メートルの所
オ	4から愛媛県越智郡上島町弓削島弓削沢津宮ノ鼻を見通す線上400メートルの所
カ	5から101度の線と距岸260メートルの線との交点
キ	6から174度の線と距岸260メートルの線との交点
ク	8から7を見通す線の中央点
ケ	6から174度の線とクコを結んだ直線との交点
コ	6から9を見通す線の中央点
サ	12から10を見通す線の中央点

記号等	表示
シ	12から11を見通す線の中央点
ス	13から84度の線の対岸との中央点
セ	14から354度の線の対岸との中央点
ソ	15から16を見通す線の中央点
タ	15から尾道市因島洲江町赤崎俵石鼻北端を見通す線上200メートルの所
チ	15から尾道市因島洲江町赤崎俵石鼻北端を見通す線とツから愛媛県越智郡上島町生名島南西端（枇杷首）を見通す線との交点
ツ	17から尾道市瀬戸田町名荷宮地新開護岸南東角を見通す線の中央点
テ	17から尾道市瀬戸田町名荷宮地新開護岸南東角を見通す線と距岸200メートルの線との交点
ト	18から尾道市因島重井町因島高校校庭南西側埋立地南側護岸の延長線（250度）と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島棕浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第416号

漁業種類

漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市因島重井町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1 アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ 3 を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	尾道市因島重井町馬神山（96メートル）の北の鼻（魚釣石の鼻から西へ1 番目の鼻）
基点 2	尾道市因島重井町産業開発団地護岸北角（付け根内角）
基点 3	尾道市因島重井町産業開発団地護岸西角（航路燈標の北東の護岸角）
ア	1 から尾道市因島重井町小細島南端を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2 から尾道市因島重井町産業開発団地埋立地北側護岸の延長線（235度）と護岸北西角から距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島椋浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第417号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市因島洲江町、因島原町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1 アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	尾道市因島原町と瀬戸田町との海岸線における境界
基点 2	尾道市因島洲江町と瀬戸田町との海岸線における境界
ア	1 から愛媛県越智郡上島町岩城島新城鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2 から84度の線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島棕浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町、瀬戸田町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第418号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市因島重井町細島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	尾道市因島重井町細島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島棕浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町、尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎町、天満町、新浜、古浜町、正徳町、吉浦町、手崎町、神田町、沖側町、東元町、吉和西元町、福地町、吉和町、向島町兼吉

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第419号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市因島重井町小細島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	尾道市因島重井町小細島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島棕浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町、尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎町、天満町、新浜、古浜町、正徳町、吉浦町、手崎町、神田町、沖側町、東元町、吉和西元町、福地町、吉和町、向島町兼吉

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第420号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市因島重井町ハカン島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	尾道市因島重井町ハカン島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島棕浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町、尾崎本町、西土堂町、東土堂町、西御所町、東御所町、久保1～3丁目、東久保町、長江1～3丁目、土堂1・2丁目、三軒家町、栗原西1・2丁目、栗原東1・2丁目、日比崎町、天満町、新浜、古浜町、正徳町、吉浦町、手崎町、神田町、沖側町、東元町、吉和西元町、福地町、吉和町、向島町兼吉、三原市

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第421号

漁業種類

漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つぼ網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市因島北側地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸（尾道市因島重井町四十島を含む。）100メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線とウエ、オカ、キクをそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。
基点 1	尾道市因島重井町長崎竜王北の鼻
基点 2	尾道市因島鏡浦町と因島棕浦町との海岸線における境界
ア	1から三原市鷺浦町佐木島須ノ上北側防波堤突端を見通す（285度）線と距岸100メートルの線との交点
イ	2から福山市内海町当木島南端を見通す（84度30分）線と距岸100メートルの線との交点
ウ	尾道市因島重井町重井川河口左岸角
エ	尾道市因島重井町重井川河口右岸角
オ	尾道市因島大浜町倉谷新開護岸南東角
カ	尾道市因島大浜町沢崎北東側防波堤突端
キ	クから尾道市因島大浜町大楠山の高を見通す線と因島大浜町護岸との交点
ク	尾道市因島中庄町仁井屋新開北東角から護岸沿い西へ300メートルの所

除外区域

記号等	表示
除外区域	次の1ア、アからコを順次結んだ10直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	尾道市因島大浜町添川河口左岸角
ア	1から330度122.07メートルの所
イ	アから244度45分37.36メートルの所
ウ	イから279度45分136.31メートルの所
エ	ウから278度30分69.55メートルの所
オ	エから278度15分139.93メートルの所
カ	オから274度45分82.20メートルの所
キ	カから275度15分57.08メートルの所
ク	キから261度30分34.43メートルの所
ケ	クから257度17.37メートルの所
コ	ケから254度45分の直線と最大高潮時海岸線との交点

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島棕浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第422号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

尾道市因島棕浦町、因島三庄町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸200メートルで結んだ線とエ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	尾道市因島鏡浦町と因島棕浦町との海岸線における境界
基点2	尾道市因島三庄町白滝鼻東端
基点3	尾道市因島三庄町地蔵鼻東端
基点4	尾道市因島三庄町小用五柱神社南側小用港港湾用地北東角（小用港東側防波堤から続く波返し護岸の北東角）
ア	1から福山市内海町当木島南端を見通す（84度30分）線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から3を見通す線と距岸200メートルの線との交点
ウ	3から2を見通す線と距岸200メートルの線との交点
エ	4から愛媛県越智郡上島町京ノ小島の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

尾道市因島土生町、因島田熊町、因島中庄町、因島重井町、因島大浜町、因島外浦町、因島鏡浦町、因島棕浦町、因島三庄町、因島洲江町、因島原町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第423号

漁業種類

漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市田尻町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸300メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオ、オカ、カ2を結んだ5直線と4・5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。
基点1	福山市田尻町と水呑町との海岸線における境界
基点2	福山市田尻町604の2白茅埋立地北側付け根から護岸沿い北へ40メートルの所
基点3	福山市田尻町と鞆町との海岸線における境界（福山市鞆町鞆鉄工団地埋立地と田尻町白茅埋立地との海岸線における接点）から護岸沿い南へ52メートルの所
基点4	福山市田尻町古山田川河口右岸の樋門上流端から護岸沿い上流に70メートルの所
基点5	4から護岸に直角に見通す線と古山田川左岸との交点
ア	1から福山市走島町袴島の高を見通す線と距岸300メートルの線との交点
イ	2から福山市箕沖町埋立地護岸南角を見通す線と距岸300メートルの線との交点
ウ	2から118度40分300メートルの所
エ	3から岡山県笠岡市問島の高を見通す線上300メートルの所
オ	3から岡山県笠岡市問島の高を見通す線上44メートルの所
カ	2から118度40分193メートルの所

除外区域

記号等	表示
除外区域1	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線で囲まれた区域
基点1	福山市鞆町と田尻町との海岸線における境界
基点2	福山市田尻町白茅埋立地北東角
ア	1から岡山県問島の高を見通す線上70.9メートルの所
イ	1から108度28分50.4メートルの所
ウ	2から47度204.6メートルの所
エ	2から52度15分212.3メートルの所
除外区域2	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域
基点1	福山市田尻町田尻漁港南側埋立地南側付け根
基点2	1から護岸沿い南へ274メートルの所（スベリ北側護岸付け根）
基点3	2から護岸沿い南へ192メートルの所（電柱基礎北東角）
ア	1から121度45分37メートルの所
イ	1から140度30分109メートルの所
ウ	2から63度50分107メートルの所

記号等	表示
工	2 から84度45分158 メートルの所
オ	3 から103度50分155メートルの所
カ	3 から103度50分25メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市田尻町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第424号

漁業種類

漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市田尻町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エ2を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。
基点1	福山市田尻町と水呑町との海岸線における境界
基点2	福山市田尻町604の2白茅埋立地北側付け根から護岸沿い北へ40メートルの所
基点3	福山市田尻町と鞆町との海岸線における境界（福山市鞆町鞆鉄工団地埋立地と田尻町白茅埋立地との海岸線における接点）から護岸沿い南へ52メートルの所
ア	1から福山市走島町袴島の高を見通す線上1,500メートルの所
イ	3から岡山県笠岡市問島の高を見通す線上1,500メートルの所
ウ	3から岡山県笠岡市問島の高を見通す線上44メートルの所
エ	2から118度40分193メートルの所

除外区域

記号等	表示
除外区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線で囲まれた区域
基点1	福山市鞆町と田尻町との海岸線における境界（鞆町鞆鉄工団地埋立地と田尻町白茅埋立地との海岸線における接点）から護岸沿い南へ52メートルの所
基点2	福山市田尻町白茅埋立地北東角
ア	1から問島の高を見通す線上70.9メートルの所
イ	1から108度28分50.4メートルの所
ウ	2から47度204.6メートルの所
エ	2から52度15分212.3メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市田尻町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第425号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
かき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市鞆町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イウを結んだ3直線とウエを東回りに福山市鞆町仙酔島距岸（鞆町つつじ島を含む）200メートルで結んだ線とエオ、オカ、カ6を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	福山市鞆町と田尻町との海岸線における境界（鞆町鞆鉄工団地埋立地と田尻町白茅埋立地との海岸線における接点）から護岸沿い南へ52メートルの所
基点2	福山市鞆町原船だまり東側防波堤東側付け根から護岸沿い南東へ75メートルの所（護岸角）
基点3	福山市鞆町仙酔島赤岬
基点4	福山市鞆町鳥ノ口岬西鼻
基点5	福山市鞆町皇后島西端
基点6	福山市鞆町鞆港東側防波堤突端
ア	1から岡山県笠岡市問島の高を見通す線上200メートルの所
イ	2から水呑町竹ヶ端突端を見通す線上100メートルの所
ウ	3から2を見通す線と距岸200メートルの線との交点
エ	4から福山市鞆町玉津島沖側防波堤突端を見通す線と距岸200メートルの線との交点
オ	5から6を見通す線上200メートルの所
カ	6から走島町走島出崎の鼻を見通す線上200メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市鞆町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第426号

漁業種類

漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市鞆町鞆港地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸100メートルで結んだ線とイ2、2・3を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、胡神社前の漁船舶たて場の区域を除く。
基点1	福山市鞆町淀媛神社東側防波堤突端
基点2	福山市鞆町石製常夜燈の中央
基点3	福山市鞆町胡神社敷地西角前の護岸点
ア	1から2を見通す線と距岸100メートルの線との交点
イ	2から1を見通す線と距岸100メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市鞆町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第427号

漁業種類

漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
かき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市鞆町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイを結んだ2直線とイウを距岸（福山市鞆町玉津島及び平漁港南側防波堤を含む）200メートルで結んだ線とウ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、鞆町後地2532-1、2532-2及び2532-3の区域と重複する区域を除く。
基点1	福山市鞆町淀媛神社東側防波堤突端
基点2	福山市鞆町と沼隈町との海岸線における境界
基点3	福山市鞆町玉津島北端
ア	1から福山市走島町加治屋島北端を見通す線上200メートルの所
イ	3から福山市鞆町弁天島南端を見通す線と距岸200メートルの線との交点
ウ	2から香川県観音寺市伊吹町円上島西端を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市鞆町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第428号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
かき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市鞆町津軽島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	福山市鞆町津軽島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市鞆町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第429号

漁業種類

漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市鞆町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イコ、コケを結んだ4直線とケクを東回りに福山市鞆町仙酔島距岸（鞆町つつじ島を含む）400メートルで結んだ線とクキ、キエ、エ4を結んだ3直線と鞆町鞆港東側防波堤と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、コウを結んだ直線とウエを距岸50メートル及び鞆港東側防波堤から50メートルの線とエキ、キカを結んだ2直線とカオを弁天島の西側距岸50メートルで結んだ線とオケ、ケコを結んだ2直線とによって囲まれた区域を除く。
基点1	福山市鞆町と田尻町との海岸線における境界（鞆町鞆鉄工団地埋立地と田尻町白茅埋立地との海岸線における接点）から護岸沿い南へ52メートルの所
基点2	福山市鞆町原船だまり東側防波堤東側付け根から護岸沿い南東へ75メートルの所（護岸角）
基点3	福山市鞆町福山市鞆支所前防潮堤北端から護岸沿い北へ7メートルの所
基点4	福山市鞆町鞆港東側防波堤突端
基点5	福山市鞆町弁天島北端
基点6	福山市鞆町弁天島南端
基点7	福山市鞆町皇后島西端
基点8	福山市鞆町仙酔島鳥の口岬西鼻
基点9	福山市鞆町仙酔島赤崎
ア	1から岡山県笠岡市問島の高を見通す線上500メートルの所
イ	2から福山市水呑町竹ヶ端突端を見通す100メートルの所
ウ	3から福山市鞆町仙酔島あがりだての鼻を見通す線上50メートルの所
エ	4から福山市走島町走島出崎の鼻を見通す線上50メートルの所
オ	5から3を見通す線と距岸50メートルの線との交点
カ	6から福山市鞆町玉津島沖側防波堤突端を見通す線と距岸50メートルの線との交点
キ	7から4を見通す線上200メートルの所
ク	8から福山市鞆町玉津島沖側防波堤突端を見通す線と距岸400メートルの線との交点
ケ	9から原船だまり防波堤突端から防波堤沿い南東へ30メートルの所を見通す線と距岸400メートルの線との交点
コ	9から原船だまり防波堤突端から防波堤沿い南東へ30メートルの所を見通す線上500メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市鞆町

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第430号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市鞆町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1 アを結んだ直線とアイを距岸400メートルで結んだ線とイウを福山市鞆町津軽島の南回り距岸200メートルで結んだ線とウエを距岸（鞆町玉津島を含む）400メートルで結んだ線とエ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、鞆町後地2532-1、2532-2及び2532-3の区域と重複する区域を除く。
基点1	福山市鞆町と沼隈町との海岸線における境界
基点2	福山市鞆町淀媛神社東側防波堤突端
ア	1 から香川県観音寺市伊吹町円上島西端を見通す線と距岸400メートルの線との交点
イ	福山市鞆町距岸400メートルの線と津軽島の西側距岸200メートルの線との交点
ウ	福山市鞆町距岸400メートルの線と津軽島の北側距岸200メートルの線との交点
エ	2 から福山市走島町加治屋島北端を見通す線と距岸400メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市鞆町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第431号

漁業種類

漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市走島町走島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを福山市走島町加治屋島北回りに距岸200メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを走島東回りに距岸200メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、1・3を結んだ直線と4オ、オ5を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
基点1	福山市走島町走島出崎の鼻
基点2	福山市走島町走島神原の鼻
基点3	福山市走島町加治屋島（南側の島）西端
基点4	福山市走島町加治屋島（南側の島）北端
基点5	2から東へ1番目の鼻北端
ア	1から福山市走島町加治屋島西端を見通す線と走島東回りに距岸200メートルの線との交点
イ	1から福山市走島町加治屋島西端を見通す線と加治屋島距岸200メートルの線との交点
ウ	2から福山市走島町加治屋島北端を見通す線と加治屋島距岸200メートルの線との交点
エ	2から福山市走島町加治屋島北端を見通す線と走島距岸200メートルの線との交点
オ	5から0度50メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市走島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第432号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市走島町袴島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	福山市走島町袴島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市走島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第433号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市走島町宇治島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	福山市走島町宇治島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市走島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第434号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市走島町走島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	福山市走島町走島及び走島町加治屋島距岸500メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の1・2を結んだ直線と3ア、ア4を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
基点 1	福山市走島町走島出崎の鼻
基点 2	福山市走島町加治屋島（南側の島）西端
基点 3	福山市走島町加治屋島（南側の島）北端
基点 4	福山市走島町走島神原の鼻から東へ1番目の鼻北端
ア	4から0度50メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市走島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第435号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市走島町袴島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	福山市走島町袴島距岸500メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市走島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第436号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市走島町宇治島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	福山市走島町宇治島距岸500メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市走島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第437号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つば網	3月21日から6月5日まで、10月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市走島町走島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを福山市走島町走島距岸500メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	福山市走島町走島出崎の鼻
基点 2	走漁港浦友地区南側防波堤南側付け根
ア	1 から愛媛県越智郡上島町豊島の高を見通す線と距岸500メートルの線との交点
イ	1 から愛媛県越智郡上島町豊島の高を見通す線上4,500メートルの所
ウ	2 から愛媛県越智郡上島町魚島の高を見通す線上6,000メートルの所
エ	2 から愛媛県越智郡上島町魚島の高を見通す線と距岸500メートルの線の交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市走島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第438号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市走島町鴻ノ石地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	福山市走島町鴻ノ石距岸500メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市走島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第439号

漁業種類

漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市走島町城出し磯地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	城出し磯を中心に半径500メートルの円周で囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市走島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第440号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つば網	3月21日から6月5日まで、10月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市走島町袴島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを福山市走島町袴島距岸500メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	福山市走島町袴島北端
基点 2	福山市走島町袴島東の浜の鼻
ア	1 から岡山県笠岡市稲積島西端を見通す線と距岸500メートルの線との交点
イ	1 から岡山県笠岡市稲積島西端を見通す線上1,800メートルの所
ウ	2 から岡山県笠岡市白石島南端を見通す線上1,700メートルの所
エ	2 から岡山県笠岡市白石島南端を見通す線と距岸500メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市走島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第441号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つば網	3月21日から6月5日まで、10月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市走島町宇治島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを宇治島距岸500メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	福山市走島町宇治島穴の口
基点 2	福山市走島町宇治島ナメラの鼻
ア	1 から愛媛県越智郡上島町豊島の高を見通す線と距岸500メートルの線との交点
イ	1 から愛媛県越智郡上島町豊島の高を見通す線上5,000メートルの所
ウ	2 から香川県観音寺市円上島の高を見通す線上5,000メートルの所
エ	2 から香川県観音寺市円上島の高を見通す線と距岸500メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市走島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第442号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いかなご袋待網	3月1日から4月30日まで

漁場の位置

福山市走島町走島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを走島東回りに距岸500メートルで結んだ線とウエ、エオ、オカを結んだ3直線とカキを走島西回りに距岸600メートルで結んだ線と、キク、クアを結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、5・7を結んだ直線と8ケ、ケ9を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
基点1	福山市走島町加治屋島西端
基点2	福山市走島町走島神原の鼻
基点3	福山市走島町走島唐船赤岩の鼻
基点4	福山市走島町走島犬吠の鼻
基点5	福山市走島町走島出崎の鼻
基点6	福山市沖のハチカサの瀬の礁
基点7	福山市走島町加治屋島（南側の島）西端
基点8	福山市走島町加治屋島（南側の島）北端
基点9	2から東へ1番目の鼻北端
ア	1から福山市鞆町ツツジ島南端を見通す線上2,300メートルの所
イ	2から福山市走島町鴻ノ石燈台を見通す線と距岸500メートルの線との交点
ウ	3から福山市走島町袴島北西端を見通す線と距岸500メートルの線との交点
エ	3から岡山県笠岡市大飛島洲本の港の鼻を見通す線上2,400メートルの所
オ	4から岡山県笠岡市六島南西端を見通す線上2,800メートルの所
カ	4から福山市走島町宇治島火打石の鼻（西端）を見通す線と距岸600メートルの線との交点
キ	5から6を見通す線と距岸600メートルの線との交点
ク	6から福山市鞆町狐崎を見通す線上1,500メートルの所
ケ	9から0度50メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市走島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第443号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いかなご袋待網	3月1日から4月30日まで

漁場の位置

福山市走島町袴島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを福山市走島町袴島西回りに距岸550メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	福山市走島町袴島北端
基点 2	福山市走島町袴島南端（長磯の鼻）
ア	1 から岡山県笠岡市稲積島西端を見通す線と距岸550メートルの線との交点
イ	1 から岡山県笠岡市北木島花面山鼻を見通す線上1,500メートルの所
ウ	2 から笠岡市六島唐サギ鼻を見通す線上1,800メートルの所
エ	2 から福山市走島町宇治島東端を見通す線と距岸550メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市走島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第444号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いかなご袋待網	3月1日から4月30日まで

漁場の位置

福山市走島町宇治島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	福山市走島町宇治島火打石の鼻
基点2	福山市走島町宇治島惣兵衛網代の鼻
基点3	福山市走島町宇治島南東端（長門の鼻）
基点4	福山市走島町宇治島ナメラの鼻
ア	1から福山市鞆町油礁燈台を見通す線上2,700メートルの所
イ	2から岡山県笠岡市大飛島北端を見通す線上800メートルの所
ウ	3から岡山県笠岡市土生島南端を見通す線上2,000メートルの所
エ	3から香川県八升撤礁を見通す線上2,250メートルの所
オ	4から香川県観音寺市伊吹島北西端を見通す線上2,600メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市走島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第445号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いかなご袋待網	3月1日から4月30日まで

漁場の位置

福山市走島町沖のハチカサの瀬地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	アイを1を中心とした東側を半径500メートルの円弧で結んだ線とイウ、ウエ、エアを結んだ3直線とによって囲まれた区域
基点 1	福山市沖のハチカサの瀬灯標
ア	1 から福山市鞆町油礁燈台を見通す線上500メートルの所
イ	アから1を見通す延長線上1から500メートルの所
ウ	1 から愛媛県越智郡上島町魚島の高を見通す線上1,600メートルの所
エ	1 から福山市内海町当木島南端を見通す線上1,600メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市走島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第446号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市沼隈町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、福山市沼隈町大字常石字小尾越沖2555番及び大字常石字敷名中2683番の1の区域と重複する区域を除く。
基点1	福山市沼隈町常石造船第12ドック（20万トンドック）南東角
基点2	福山市沼隈町と鞆町との海岸線における境界
基点3	福山市沼隈町常石敷名東山南川河口右岸護岸の小川河口暗渠中央（民家駐車場の北側）
基点4	福山市沼隈町草深山南川河口左岸角
ア	1から福山市内海町田島西の山頂（311メートル）を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から香川県観音寺市円上島西端を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市沼隈町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第447号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
なまこ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市沼隈町常石地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の 1 アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ 2 を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	福山市沼隈町と尾道市浦崎町との道路上の境界（標柱）と福山市内海町睦橋の東から3番目の橋脚と4番目の橋脚の中央とを結ぶ線と常石造船所護岸との交点(護岸角)
基点 2	福山市沼隈町常石造船第12ドック（20万トンドック）南東角
ア	1 から睦橋の東から3番目の橋脚と4番目の橋脚との中央を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2 から福山市内海町田島の西の山頂（311メートル）を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市沼隈町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第448号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市沼隈町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の 1 アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ 2 を結んだ直線と 3 ・ 4 を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、福山市沼隈町大字常石字小尾越沖2555番及び大字常石字敷名中2683番の 1 の区域と重複する区域を除く。
基点 1	福山市沼隈町常石造船第12ドック（20万トンドック）南東角
基点 2	福山市沼隈町と鞆町との海岸線における境界
基点 3	福山市沼隈町常石敷名東山南川河口右岸護岸の小川河口暗渠中央（民家駐車場の北側）
基点 4	福山市沼隈町草深山南川河口左岸角
ア	1 から福山市内海町田島の西の山頂（311メートル）を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2 から香川県観音寺市円上島西端を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市沼隈町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第449号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市沼隈町常石地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	福山市沼隈町と尾道市浦崎町との道路上の境界（標柱）と福山市内海町睦橋の東から3番目の橋脚と4番目の橋脚の中央とを結ぶ線と常石造船所の護岸との交点（護岸角）
基点 2	福山市沼隈町常石造船第12ドック（20万トンドック）南東角
ア	1から睦橋の東から3番目の橋脚と4番目の橋脚の中央を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から福山市内海町田島の西の山頂（311メートル）を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市沼隈町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第450号

漁業種類

漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市内海町横島、当木島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを福山市内海町横島の距岸300メートルで結んだ線とイウを時計回りに当木島の距岸150メートルで結んだ線とウカを北回りに距岸300メートルで結んだ線とカ8、8キ、キク、ク10を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、3エを結んだ直線とエオを距岸300メートルで結んだ線とオ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び5ケ、ケコ、コサ、サ7を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
基点1	福山市内海町横島南端（釜戸鼻）
基点2	福山市内海町横島内釜戸から外釜戸に通じる町道の内釜戸側の護岸南西角
基点3	2から護岸沿い北東へ59メートルの所（護岸切り欠）
基点4	2から護岸沿い北東へ310メートルの所
基点5	福山市内海町横島大浜海岸の石積み護岸南角から護岸沿い南へ58メートルの所
基点6	福山市内海町横島大浜海岸の石積み護岸南角から護岸沿い南へ3メートルの所
基点7	福山市内海町横島大浜海岸の石積み護岸南角から護岸沿い北へ48メートルの所
基点8	福山市内海町坊地ノ瀬戸における福山市内海町田島と横島の境界（睦橋の東から3番目と4番目の橋脚中央）
基点9	福山市内海町横島地藏鼻東端
基点10	福山市内海町横島外釜戸旧タンカー棧橋から東へ1番目の鼻南端
ア	1から愛媛県越智郡上島町弓削島馬立の鼻を見通す（215度）線と距岸300メートルの線との交点（南側）
イ	福山市内海町横島の距岸300メートルの線と当木島の距岸150メートルの線との南側交点
ウ	福山市内海町横島の距岸300メートルの線と当木島の距岸150メートルの線との北側交点
エ	3から282度15分05秒の線と距岸300メートルの線との交点
オ	4から282度15分05秒の線と距岸300メートルの線との交点
カ	8から尾道市浦崎町ベラビスタ境が浜西端を見通す線と距岸300メートルの線との交点
キ	8から愛媛県越智郡上島町魚島の高を見通す線と9から129度の線との交点
ク	10から愛媛県越智郡上島町百貫島北西端を見通す線上300メートルの所
ケ	5から242度87メートルの所
コ	6から256度145メートルの所
サ	7から280度106メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市内海町横島

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第451号

漁業種類 漁業権

第 2 種 共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市内海町横島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアエを北回りに距岸300メートルで結んだ線とエ8、8オ、オカ、カ10を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、3イを結んだ直線とイウを距岸300メートルで結んだ線とウ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び5キ、キク、クケ、ケ7を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
基点1	福山市内海町横島南端（釜戸鼻）
基点2	福山市内海町横島内釜戸から外釜戸に通じる町道の内釜戸側の護岸南西角
基点3	2から護岸沿い北東へ59メートルの所（護岸切り欠）
基点4	2から護岸沿い北東へ310メートルの所
基点5	福山市内海町横島大浜海岸の石積み護岸南角から護岸沿い南へ58メートルの所
基点6	福山市内海町横島大浜海岸の石積み護岸南角から護岸沿い南へ3メートルの所
基点7	福山市内海町横島大浜海岸の石積み護岸南角から護岸沿い北へ48メートルの所
基点8	福山市内海町坊地ノ瀬戸における田島と横島の境界（睦橋の東から3番目と4番目の橋脚中央）
基点9	福山市内海町横島地藏鼻東端
基点10	福山市内海町横島外釜戸旧タンカー栈橋から東へ1番目の鼻南端
ア	1から愛媛県越智郡上島町弓削島馬立の鼻を見通す（215度）線と距岸300メートルの線との交点
イ	3から282度15分05秒の線と距岸300メートルの線との交点
ウ	4から282度15分05秒の線と距岸300メートルの線との交点
エ	8から尾道市浦崎町ベラビスタ境が浜西端を見通す線と距岸300メートルの線との交点
オ	8から愛媛県越智郡上島町魚島の高を見通す線と9から129度の線との交点
カ	10から愛媛県越智郡上島町百貫島北西端を見通す線上300メートルの所
キ	5から242度87メートルの所
ク	6から256度145メートルの所
ケ	7から280度106メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市内海町横島

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

公示番号

共第452号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市内海町当木島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	福山市内海町当木島の距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共第451号の区域を除く。

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市内海町横島

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第453号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
ひじき	1月1日から12月31日まで
わかめ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市内海町田島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを東回りに距岸（福山市内海町矢ノ島を含む。）200メートルで結んだ線とイウ、ウ1を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	福山市内海町坊地ノ瀬戸における田島と横島の境界（睦橋の東から3番目と4番目の橋脚中央）
基点2	福山市内海町田島獅子落の鼻
基点3	福山市内海町横島地蔵鼻東端
ア	1から尾道市浦崎町ベラビスタ境が浜西端を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から愛媛県越智郡上島町百貫島の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点
ウ	1から愛媛県越智郡上島町魚島の高を見通す線と2・3を結んだ線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市内海町田島

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第454号

漁業種類

漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市内海町田島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを東回りに距岸（福山市内海町矢ノ島を含む。）200メートルで結んだ線とイウ、ウ1を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	福山市内海町坊地ノ瀬戸における田島と福山市内海町横島の境界（睦橋の東から3番目と4番目の橋脚中央）
基点2	福山市内海町田島獅子落の鼻
基点3	福山市内海町横島地蔵鼻東端
ア	1から尾道市浦崎町ベラピスタ境が浜西端を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から愛媛県越智郡上島町百貴島の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点
ウ	1から愛媛県越智郡上島町魚島の高を見通す線と2・3を結んだ線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市内海町田島

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第455号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

福山市内海町田島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイを結んだ2直線とイウを距岸500メートルで結んだ線とウエ、エオ、オ3、3力を結んだ4直線とカキを距岸（福山市内海町矢ノ島を含む。）200メートルで結んだ線とキ4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	福山市内海町田島馬場崎南の県道385号線と林道の北側交点東の護岸点から護岸沿い南へ273メートルの所
基点2	福山市内海町田島獅子落の鼻
基点3	福山市内海町坊地ノ瀬戸における田島と横島の境界（睦橋の東から3番目と4番目の橋脚中央）
基点4	福山市内海町田島馬場崎北端
基点5	福山市内海町田島馬場崎の東側護岸と県道385号線護岸の接点から護岸沿い南へ12メートルの所
ア	5から香川県観音寺市円上島の高を見通す線と1から福山市沼隈町阿伏兎岬先端を見通す線との交点
イ	5から香川県観音寺市円上島の高を見通す線と距岸500メートルの線との交点
ウ	2から愛媛県越智郡上島町魚島の高を見通す線と距岸500メートルの線との交点
エ	2から愛媛県越智郡上島町魚島の高を見通す線上200メートルの所
オ	2から福山市内海町横島地藏鼻を見通す線と3から魚島の高を見通す線との交点
カ	3から尾道市浦崎町ベラビスタ境が浜西端を見通す線と距岸200メートルの線との交点
キ	4から福山市沼隈町本谷川河口左岸角を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市内海町田島

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第456号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つば網	4月1日から6月15日まで

漁場の位置

福山市内海町田島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを距岸500メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオ、オアを結んだ4直線とによって囲まれた区域
基点 1	福山市内海町田島獅子落の鼻
基点 2	福山市内海町田島馬場崎の東側護岸と県道385号線護岸の接点から護岸沿い南へ12メートルの所
基点 3	愛媛県越智郡上島町百貫島北端
基点 4	愛媛県越智郡上島町百貫島北端から福山市内海町横島越後の鼻を見通す線の中央点
ア	1 から愛媛県越智郡上島町魚島の高を見通す線と距岸500メートルの線との交点
イ	2 から香川県観音寺市円上島の高を見通す線と距岸500メートルの線との交点
ウ	2 から香川県観音寺市円上島の高を見通す線と 3 から福山市走島町加治屋島北端を見通す線との交点
エ	3 から福山市走島町加治屋島北端を見通す線と 4 から走島町宇治島北西端を見通す線との交点
オ	4 から福山市走島町宇治島北西端を見通す線と 1 から愛媛県越智郡上島町魚島の高を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市内海町田島

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第457号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つば網	10月25日から翌年 1 月25日まで

漁場の位置

福山市内海町田島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを距岸500メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオ、オアを結んだ4直線とによって囲まれた区域
基点 1	福山市内海町田島獅子落の鼻
基点 2	福山市内海町田島箱崎漁港北側防波堤南側付け根
基点 3	愛媛県越智郡上島町百貫島北端
基点 4	愛媛県越智郡上島町百貫島北端から福山市内海町横島越後の鼻を見通す線の中央点
ア	1 から愛媛県越智郡上島町魚島の高を見通す線と距岸500メートルの線との交点
イ	2 から156度30分の線と距岸500メートルの線との交点
ウ	2 から156度30分の線と 3 から福山市走島町加治屋島北端を見通す線との交点
エ	3 から福山市走島町加治屋島北端を見通す線と 4 から走島町宇治島北西端を見通す線との交点
オ	4 から福山市走島町宇治島北西端を見通す線と 1 から魚島の高を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

福山市内海町田島

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権